

委 員 会 録

○名 称 予算特別委員会（２日目）

○日 時 平成３１年３月８日午前９時３０分から至午後４時４６分

○場 所 和束町議会議場

○出席委員 委員長 吉田哲也 副委員長 竹内きみ代
委員 ７名 欠席 １名

○説明出席者 町長 副町長 管理職員

○議長等 議長 岡田 勇（欠席） 副議長 吉田 哲也
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 今西 靖

平成 3 1 年度和東町予算特別委員会

○委員長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。昨日 7 日に引き続き、予算特別委員会を再開いたします。

岡田 勇委員から遅刻届が出ています。

それでは、昨日と同様、質疑につきましては、最初にページ数と項目を明確に述べてから質問していただきますよう、よろしくお願いいたします。

最初に、昨日の岡本委員の質問の中で、町指定ごみ袋及びし尿券の消費税の件、空き家改修補助の件で農村振興課長、地域力推進課長から答弁の申し出がありましたので、許可をいたします。

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

おはようございます。昨日、岡本委員からのご質問に対しまして、私のほうが理解できておりませんで、申しわけございませんでした。

1 2 ページでございます。

1 4 款使用料及び手数料、2 項手数料の 3 目の衛生手数料で、2 節の清掃手数料でし尿券売捌手数料の 1,030 万 5,000 円の内容につきまして、さばくというようなことで、私、理解できておりませんで申しわけございませんでした。

この金額につきましては、6 カ月分の 8 % と、それから 6 カ月分の 1 0 % ということでございまして、ですから、1,030 万 5,000 円の金額に対しまして 1 %、10 万 3,050 円ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それと、ごみ袋のことにつきましてですが、ごみ袋につきましては内税ということございまして、塵芥処理組合のほうにも確認しましたが、来年度につきましては値段を上げる予定はないということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

昨日、岡田康正委員のほうから質問がございました空き家の改修につきましての補助金の関係でございますが、補助金を受けることができるのは、登録空き家、つまりは空き家バンクに登録されている空き家、その取得の時期によりまして、移住日の前後1年間に借りたもの、もしくは買ったものが補助金対象になると。

それからですね、改修した空き家につきましては、10年間は移住の促進のために活用することというふうにございまして、仮に買った場合は、10年間は住まなければならない。借りてる場合も、その人がもし転居してしまった場合は、また別の方に空き家の移住を促進するための空き家として活用しなければならないと。

あと、もう一つですね、転々とした場合というのも質問にあったと思うんですけども、あくまでも移住の場合は住民票を和東町に移しときに発生しますので、和東町内で転居したとしても、したときには2カ所に関しては当たりませんので、ですので、最初の1カ所目しか補助対象にはならないと。

かつ、一度補助を受けた物件については一度限りの補助ということも規定でございました。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

それでは、ただいまから質疑を続けます。

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

きのうの最後、いわゆるゴルフカートの関係でお話をさせていただいていたんですけども、それで、いわゆる総務課長のほうからゴルフカートの一般住民に向けた公共

交通として活用する、そういった方向性について説明いただいたわけですが、基本的に、きのうの答弁では、そういった方向もあるということであるんですけども、ただ、やはりゴルフカートというのは密閉性がないという状況もありまして、季節ですね、大変暑い夏であるとか、また冬であるとか、また天候ですね、雨等いろんなことに左右されやすい車両でもあります。観光客の方はそういったことを選んでくれるわけですが、実際に公共交通を利用したいという方は、そういうことは選べないわけですね、やはり時間に合わせて動いてはるわけですから。そういう点では、やはりゴルフカートというのはその辺に不向きではないかというふうには思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、昨日でございますが、私のほうから自家用自動車による有償運送ということの説明をさせていただきました。これについては3月11日の地域公共交通会議の準備会で、一定、和束の課題を議論していただいて、方向性を定めたいという説明をさせていただきましたところでございます。

まず、自家用有償旅客運送につきましては、三つの方法がございます。

一つは市町村運営有償運送、二つ目が公共交通空白地有償運送、そして今現在、社会福祉協議会が行われております福祉有償運送ということで、三つの方法がございます。今後、その中で市町村有償運送がいいのか、また公共交通空白地有償運送がいいのか、そのあたりを見きわめながら、決定をしていきたいというふうに考えております。

しかしながら、地域の住民の方々や区で構成される運行事業者を想定するということも、一定、議題に挙げさせてさせていただきたいと考えているところでございます。

ですから、一定利用者の方から利用料を徴収、これについては、現在、社会福祉協議会で運行されている福祉有償運送等も参考にしながら決定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

確認しておきたいんですけども、いわゆるこういうゴルフカート等を活用するといった場合には、観光客に使う場合と一般の方に使う場合というのは混在ではないと思うんですね。やはり区別して運行されるということになると思うんですけども、その辺はどのように区別されていくのかということと、それから、もし仮に、これはどういう形であったとしても、今後、そういったコミバスのような運行をする場合に、やはり利用料というのは大きなネックになってくると思うんですね。そういった点で、いわゆる社協がやっておられる有償運送にしても決してやすいわけではないと思うんですね。そういう点では、高い交通費というものがバス離れというものも大きく広がってきたという経過もございますので、その辺についての検討は必要かと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど言いました市町村運営有償運送の関係でございますが、これにつきましては、基本的に、国土交通省のほうから一定の規定が定められております。

路線につきましては、路線または運送の区域を定めて行うということで、バスみたいに路線を決めて運行する方法と区域、エリアを決めて運送する方法がございます。

現在、どちらのほうがいいのか今後検討していくということで先ほど説明させていただいたつもりでございますが、一定、これにつきましては、市町村に在住する住民、または市町村に日常の用務を有する者と、ただしですね、市町村長が認めた場合につきましては、来訪者も利用できるという制度でございます。そのあたり、陸軍局と協議を重ねながら、和束町で一番いい方法を探ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

いずれにしてもですね、いわゆる何かそういった観光と延長でというよりも、やはり区別して地域住民の公共交通は公共交通としてしっかりと検討いただくということで、そこはぜひお願いしたいというように思うんですね。そこはお願いしておきたいというふうに思います。

それから、次に、68ページの保育園の関係、それから71ページの児童クラブの関係で福祉課長にお聞きしますけども、一応、今回、保育時間について一定改定いただくということで伺っておりますけども、その辺について説明いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

保育園の延長につきましては、基準時間のほうを変えるということではなくて、そこからの延長保育という形をとらせていただくつもりであります。6時半から7時までの時間を延長時間と。短時間保育の方につきましては4時半までとなっております

ので、そこから延長保育が始まるということで考えております。

また、学童保育につきましてですけども、これにつきましても、6時半までの時間延長という形をさせていただくんですけども、基本的には6時までが時間ということで、そこからにつきましては保護者の方にご希望を聞かせていただきまして、利用したいという申し出があった方について延長のほうをさせていただくということでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

確認なんですけども、保育園はもちろん延長保育なんですけども、その例えば延長の関係で、この間でいうと、一定、別の負担をお願いしてたと思うんですね。今回、無償化の問題もありまして、そういった部分についての扱いはどうなっていくのかということと、それと、あと、児童クラブの関係で基本は6時だと。けども、一応、希望を聞いて、もし、それが必要であれば個別に対応することになりますとね、それはある意味、大変ややこしい話になりますよね。やっぱり児童クラブとして何時まではちゃんと責任持って保育しますというふうにしなければ、個別だけの対応では結局は利用しにくい状況があると思うんです。どっちにしろ対応することにもしなければですね、6時半まで保育しなければいけないわけですから、やはり正式に6時半まで保育時間だというふうにするべきだと思うんですね。そこはそういうふうにするのであれば、どうしてその辺がちゃんと正式に6時半までというふうにならないのか、そこはどうですか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

今のご質問なんですけども、確かに、通常業務が６時半までとすればよかったんですけども、保護者の方で６時まででいいというのでお迎え来られて、そこまでしか利活用がない場合、うちのほうは児童がいない中での６時半まで開設というということにもなってしまいます。当然、職員等々ロスとかも出てきますので、一定、ご希望を聞いた中でやらせていただこうかと思っております。

ただ、新年度始めていく中で、やはり委員おっしゃられますとおり、保護者の方と混乱を招くようであれば、そのほうは改善していきたいと思います。

実際に運用してみないことには、どのぐらいの混乱なり住民さんへのきちっとした周知ができるかどうかというのはまだわかりませんので、そのところは臨機応変な対応をしていきたいと考えております。

それと、一番初めにありました料金の関係なんですけども、実は今、要綱のほうの策定が最終の詰めのところに来ておりまして、まだ、きちっと今の段階では定まっておりません。うちのほうとしましては、現行料金のままでいかせていただきたいかなとは思っておるんですけども、おっしゃるとおり、他市町村近隣を見てみましたら、６時以降の部分につきましては別途料金徴収という形もとっておられるようでございます。ただ、本町におきましては、もとの基本料金の金額とかの兼ね合いもございしますので、新年度につきましては現行のままの形でいこうかというので、今、最初の詰めをしているところでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

６番、岡本委員。

○６番（岡本正意君）

児童クラブについていえば、やはりクラブとして何時までというふうにしておかないとね、結局、利用される方からすればどういう働き方をする。３０分て大きいです

からね。６時半までは必ず大丈夫なんだというふうになっておかないと、結局、では、
どういうところで働こうかと、どこの職場だとか、いつまで仕事できるかとかいう判
断がしにくいと思うんですね。ですので、やはりそこは６時半であれば６時半までと
いうふうにちゃんと決めてやる必要があると思うんです。

もちろん、私も以前お世話になったときに、一応、延長というか、ぎりぎりまでお
世話になる場合もあれば、そのときに状況によって５時半で帰れるとかいう場合もあ
りました。実際に６時になったらほとんどおられないというようなときもありました
けども、だからといって、それによって時間変動するようなことでは利用しにくい
と思いますので、そこはちゃんとした形で決めて運用いただきたいというふうにこれ
は強く要望しておきたいというふうに思います。

それで、保育の無償化の関係なんですけども、いわゆるこの間の説明では、国の方
針では３歳児以降は基本的に無償にすると。０歳から２歳児の乳児の関係は非課税世
帯ということで一定所得制限を設けるといことが言われております。それを基本的
に町としては受けて、その方向で運用したいというように言われているんですけども、
そこで確認したいんですけどね、その場合、０歳から２歳児の中で無償化の対象にな
るというのは大体どの程度おられるかということですね。もし、そこも含めて独自に
無償化をしようとした場合には、どの程度、町としての予算が必要になるか、その辺
は持っておられるでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

予算のほうにつきましては手元のほうにすぐ資料が出てこないんですが、２歳児ま
での無償化の見込みといたしましては、現在、７人无償化になるだろうというのは見
込んでおります。これにつきましては、平成３０年所得をこしの６月に住民税課税

の確定し次第、きちっとした人数がわかるんで、今のところ前年の数字で見込んでおるところでございますが、今のところ7人無償になるというように見込んでおります。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

となりますと、来年度の乳児がどれぐらい見込んでおられるかということはあるんですけども、大体、最近、乳児も0歳児から受け入れていただいて、一定多い状況がある中では3分の1程度なのかもしれませんけども、ただ、そうなりますと、あと20人ぐらいが対象にならないという意味では、取り残されていくというかね、もともと乳児の保育料が一番高いんですね、基本的に。だから、その部分が対象にならないというのは、ある意味、これは国の制度としては大きな欠陥だというふうに思うんですよね。そこは国に対してちゃんとするように言う必要もありますけども、やはり町として、本当に子供も少ない中でね、せっかくそういった無償化ということが、消費税との抱き合わせという大変看過できない問題点はあるつつも、そこはやはり町として手当できる部分じゃないかと思うんですけども、町長、いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

事務段階で、今、検討してきている、課長のほうから答弁ありました。まずは、今年度から国の改正が入りますから、それを踏襲した形になります。そして、和東町の将来の実態を見ながら、今、課長も答弁しておりますように、いろいろこれからの検討があらうかと思いますが、まずは制度改革を踏襲するということになると思います。

それとあわせて、今、岡本委員が言われましたように、これは町村会とか、いろんなところでも要望している内容は別として、そういう今ご質問ある内容の趣旨に沿った

形で要望も上げているところでもありますので、そういった方向も見定めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

予算の流れですね、中身を確認した上で、大体どれぐらいかというふうに私なりに計算してみると、完全にやろうと思った場合に、その辺の部分が多分200万円程度だと思うんですね。ですので、そういう点では、今の予算の状況からすれば十分対応できないことではないと思いますので、ぜひ、そこは鋭意前向きに検討いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それと、保育園の関係で1点改善を求めたい点で質問したいんですけども、いわゆる保育指針等で、この間、感染症などへの対応の強化ということも含めまして、いわゆる看護師等の保育園の常駐いうものを、いわゆる義務にはなっておりませんが、努力するという表現で、できたら置いてほしいという方向で言われております。

特に、最近、こういったものも含めまして、医療的なケアが必要なお子さんに対する対応ですね、受け入れというものも、やはり今、大きく社会的にも問題になってるんですけども、そういった点、ぜひ、和東保育園として、そういったお子さんがもし入園希望されても受け入れていけると。そのためには、やはりそういう専門職の常駐ということが必要になってくると思うんですけども、課長に確認したいんですけども、今の現状の中で、例えば、そういった申し出があった場合に受け入れられるという状況なのか、そこも含めて答弁いただけますでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

ただいまのご質問ですけれども、現在、そういうような児がいるというのは聞いておりません。うちとしては、そういう児が仮に来られたら、おっしゃられるとおり、今のところ常駐の看護師等はおりませんので、当然ながら、うちのほうではお受けすることが今現状ではできませんので、もし仮にそういう児がご相談に来られた場合は、大変申しわけないんですけれども、お断りせざるを得ないということに現状なってしまうかと思います。

初めにありました看護師等の常駐の関係でございますが、これにつきましては、職員の定数の関係等もありますし、また、町としての方針のことにもなってきますので、私のほうからはお答えのほうは控えさせていただきます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○5 番（岡田泰正君）

それでは、2 点だけ確認をさせていただきたいんですけれども、ことしは5 月に天皇の即位がございまして、それに伴って日並びが9 連休になるというようなことでカレンダーが予定されております。それに伴いまして、ごみ収集とか、そういうことについて、その対応がなされているのか、なされていないのか。配っていただきましたカレンダーを見ますと、通常どおりの収集業務をされております。それで間違いないのか、その点だけ一つ確認しておきたいと思います。

それと、あと1 点、同じようなことでですね、診療所とか病院とか、そういったことが連休という形で休診されるのではないかと。それに対して夜間とか休日の救急病院が指定されておりますけれども、近隣の病院の中で連休の間に開業される予定がある病院があるのかないのか、その点のチェックだけ確認させていただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、ごみ関係でございますが、先般配布させていただいたとおりで、業者と打ち合わせが終わっておりますので、連休につきましてもカレンダーどおり収集させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えいたします。

5月の連休に対しましては、先日、京都府のほうから照会がありまして、緊急の場合に關しての届けですか、そういったものの照会がありました。これにつきまして、診療所としてはまだ確定はしておりませんけども、連休の間、近隣の例えば京都の近くの病院を紹介するなりして、診療所につきましては連休の間は休止し、それを届けることによって京都府のホームページに記載されるということになっておりまして、こういった状況の中で施策の關係もございまして、診療時のほうは休止の段階で考えております。ですから、近隣に対しては近くの山城のほうの病院、あるいは学研都市病院のほうもされるかと思いますが、現在のところはホームページの確認になります。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

正月とか、そういうような形の中で、木津のほうで緊急でほかの診療が休診の場合は受け付けておられるということになっておりますけれども、そうすると、足の不自

由な方とか、そういう方については非常に不安があると思うんですね。救急車で行かなきゃならないんだらうか、あるいは家のほうで、どのようなところに行けばいいのかとか、そういうことが非常に心配になろうかと思うんですけれども、できたら診療所のほうで電話対応の受け付けとか、毎日とは言いませんけども、10連休の中で2日なり3日なり受け付けだけするとか、案内をさせていただくとかね、そういうような患者ができたときに不安を解消するようなシステムというものを、やはり今回だけイレギュラーな年になりますので、対応していただければありがたいのかなと思ったりしますけども、また、お考えいただけるようなことはありますか。

○委員長（吉田哲也君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えいたします。

現在のところ、在宅を抱えております患者さんに対しましては、連絡をとるように、看護師、あるいは職員の中で常に24時間とれるようになっております。こういったことを考えながら対応して、できる限り住民の方に不安を与えないような対処をさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど言いましたように、京都府のホームページで緊急のそういった病院を紹介されますので、ただ、そこに載りますとまた混乱を招くと思いますので、そういった関係もございまして、また善処させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

その辺の一つイレギュラーなことなんですけれども、対応できる方向で善処していただきたいと、このように思います。

それから、８２ページをお願いします。

その中で一番最終行ですけれども、野菜等経営安定対策事業負担金という項目で３６万８,０００円計上されております。負担金というからには、これはどの受け皿。受け皿、企業体、何という名前の企業体ですかね。これやったら京都府になろうかと思うんですけれども、受け皿はどこなのか、その企業名をお知らせください。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

明確に企業名、最後のやつ申し上げられないんですけど、京都府が組織している団体でありまして、和束町の対象としては花菜の価格が下落して経営が苦しくなったというところに補償金みたいな形で支給させていただくということで、そちらのほうの協議会のほうに拋出するというんですか、そういうようなものでございます。

○委員長（吉田哲也君）

５番、岡田委員。

○５番（岡田泰正君）

和束町はこうやって負担金を出してるということは、京都府が受け皿になっているのであればそこは移送されるわけなんですけれども、そうすると、全て市町村が会員になって事業を推進されると。この中で今おっしゃった花菜ということですので、京都のブランドを育成するため立ち上げた事業であるのかどうか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

これにつきましては、ＪＡとそれから生産者、それから和束町の３者で、基金とい

う形の中で抛出いたしまして、もし、花菜の価格が下落した場合にはということで、安定化を図るための事業でございます。

○委員長（吉田哲也君）

3 番、村山委員。

○3 番（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、26 ページですけども、湯船マウンテンバイクランド整備事業として6,320 万円が計上されております。これは前も聞いていますように、100 メートルの道をつくらなくてはならないということを聞いておりますが、今回、辺地対策事業債ということで記載されておられますが、辺地対策事業債とは、町の負担はどれぐらいの割合になるかお聞きしたいんですが。

○委員長（吉田哲也君）

地方創成担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、辺地対策事業債につきましては事業費の100%を起債、借ることができまして、そのうち元利償還金の80%につきましては普通交付税の算入となるものでございます。20%が一般財源ということでお願いすることになります。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

3 番、村山委員。

○3 番（村山一彦君）

それでは、要するに、マスターズですか、あれが2年半先に開催されるということになっておりますが、総額の予算としてはどれぐらいのものになるかお聞きしたいんですが。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

まず、ページ数でいいますと90ページに工事請負費といたしまして、湯船MTBランド整備工事として6,625万6,000円というものがございます。これを実施いたしまして、そのほかワールドマスタースゲームズの実行委員会への負担金でありましたり、これが90ページ一番下の30万円でございます。

それから、委託料のところでもMTB推進委託料といたしまして413万円、この三つが、来年度、ワールドマスタースゲームズに直接的・間接的に係る分でございます。

それで、整備工事自体は一旦来年度のみで終了するかどうかと思うんですけども、引き続き、再来年もプレ大会といったものを開催いたしますので、この413万円程度の金額は継続して発生することになるかと思えますし、ワールドマスタースゲームズの京都府の実行委員会への負担金、それから和東町内の実行委員会の関連費用といたしまして、そんなに大きな金額にはならないと思うんですけども、そういった形で事前の大会の費用をかかってくる。

さらに本大会というのは、また今後この実行委員会でありましたり、和東町の実行委員会のほうで話してくるだろうと思うんですけども、一定、最低限かかってくるんですが、総額に関しては現時点では何とも言えない状況でありまして、今、見えているものにつきましては、今、言わせていただいた90ページに掲げているものというふうになってございます。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

それでは、その財源はどこからというような形で考えておられるか、答弁願います。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

先ほどのコース整備につきましては、6,625万6,000円というふうな予算でされているんですけども、そのうち300万円は、来年度、京都府のスポーツ施設整備の補助金といたしましていただくということになっておりまして、さらに、スポーツ振興くじに、いわゆるt o t oというもののなんですけども、それに助成の申請をいたしまして、恐らく3月中にその交付決定があらうかと思うんですけども、申請額としては1,050万円程度。ただ、それが満額つくとは思わないし、もしかしたらゼロになるかもしれないというような状況でございます。基本的には、コース整備については辺地債を借りるということで、実質の負担は2割ということが現状でございます。

また、ソフト事業につきましては、基本的には単費になろうかと思うんですけども、未来づくり交付金でありましたり、府の交付金があるんですけども、そういったものも充てていくということで、それは2分の1の補助内容になってございますので、そういったものを活用しながら、また、今後、実行委員会を蘇生していきまして、協賛金という形で寄附金を募ったりということも検討しながらですね、何とか町の単費負担というものを極力少なくする方向で努力したいというふうに思っております。

○委員長（吉田哲也君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

それでは、町長にお聞きしたいんですが、以前、要するに、進入路に当たっては滋賀県のほうの協力をいただいて、国道307のほうから入るようなことを考えていると聞いております。そちらのほうの話の進展はどのぐらいになっているかお聞きした

いんですが。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ワールドマスターズが湯船地域で開催するということでもありますので、隣接地、いわゆる甲賀市ともご協力をいただきたいという基本的な考えのもとにですね、市長を訪ねさせていただきました。今から1年余り前だというふうに思っております。そのときに市長のお答えをいただいたのは、そういう方向でまちづくりにとっても大事なことです。森林公園の先ですね、狭くなったところを拡張するということでおっしゃっていただきました。

その後ずっと私も、湯船、地元のほうへ、気になりますのでどうなってますかと、こういうことで聞いてますと、拡張のための工事の測量と、いろいろ入っておられると。地元の方にもそういった話し合いが甲賀市から来ている、こういうことであります。

近く、私も甲賀市長を再度訪れて、お礼と言いませんが、その辺のところの状況を早速入れていただいた中でですね、面談の上、またお願いとお礼を申し上げる機会があればと、こういうように思っております。そういう方向で、今、進めていただいたと、こういうことでございます。

○委員長（吉田哲也君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

それでは、次ですけども、36ページ、茶源郷まつり補助金300万円ということでは計上されておられます。前年度まで250万円ということで50万円のアップ。数少ない大きなイベントですので、この金額についてどうのこうの言おうとは思ってな

んですが、昨年度は出展数が一昨年より少なく感じたんですけど、要するに、出展料はとっておられるのかどうか、その辺のことをお聞きしたいんですが。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山委員のご質問にお答えさせていただきます。

茶源郷まつりの出展の関係でございますが、町外の出展者につきましては、一定の費用をテント代としていただいております。お茶のコーナーでいいますと5,000円で、食品等ですね、販売されるところにつきましては1日につき1万円負担していただいております。

ただし、営農組合と和東町商工会につきましては、無償という形で対応させていただいております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

数年前までは200万円ぐらいだったと思うんですけどね、それで、補助金の額が割合短期間で上がっているような気がしますので、今後、やはり補助金を出す以上はチェック機能を働かせていただいて、しっかりチェックしていただきたいと思います。

最後ですけども、44ページ、一番上に地籍調査委託料として300万円計上されております。これについてどのようなものか答弁願いたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

村山委員の質問でございます。

地籍につきましては、現在、再開ということで、ことしから白栖、別所を実施しております。これに継続事業ということで31年度に300万円計上しております。

○委員長（吉田哲也君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

全体的において、地籍は和束町においてどれぐらいの割合で進んでおるか、その辺をお聞きしたいんですが。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

細かい数値までは、今、持っておりませんが、15区のうちで南区、釜塚区、別所区を除く地区につきましては、一定、地籍が完了しております。

ただ、今回、地籍を実施しておりますのは、当時の地籍は畑の部分、農地の部分までしか行っておりません。でしたので、いわば、その外策といいますか、山林の部分も含めて町界までということで、井手町、それから宇治田原町との境界を、今、行っています。

ここを選定した理由につきましては、国家プロジェクト等の事業が入ってきておりますので、その時点から順次行っていくということになっております。

○委員長（吉田哲也君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

地籍調査については以前にも一般質問もさせていただいたと思うんですが、やはり犬打トンネルが開通しますと土地の流動化が進んでこようかと思っておりますので、地籍の調査いうものは急がなくてはならないと思います。

ただ、かなりの費用がかかると思います。だから、今後その辺の町の動きとしてい

かにしていくか、その辺のお答えを聞かせていただければと思います。

○委員長（吉田哲也君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問でございます。確かにそのとおりでございます。昨今、測量精度が上がっておりますので、地籍の方法も大幅に変わっております。以前行っておりました地籍ですと人海戦術であって、人件費ばかりという状況がございましたが、今は2項委託ということで、業者のほうに委託して、業者のほうで全ての調査を行って、認証のところまで持っていくという事業に変わっておりますので、幾ばくかのお金はかかりますけども、その部分は、今後、計画的に実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございました。

馬場課長、済みませんが、もうちょっとゆっくりしゃべっていただけたらね、何か聞き取りにくいので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

先ほど保育園の件で伺っていたわけですが、今の状況では、いわゆる一定、医療的なケアの必要なお子さんを受け入れられないと。そういう専門職ですね、看護師が常駐してないからという状況があると思うんですけども、そういったケースというのもそんなに多くはないですけども、私の身近なところでも聞いております。

和東町としてさまざまなケースの方をできる限り受け入れていくという意味では、そういった措置を今後とっていただきたいと思いますし、医療的ケアの子がいなくても、やはりこの間、0歳児保育をやっていただいている中で、一定のそういうケアの必要性というのはすごく高まっていると思うんです、いろんな意味でね。ですので、ぜひ今後、和東保育の中で町内で1園しかないところですし、やはりより安心した形で保育をしていただけるという意味では、これ自身が、今、町外におられるような子育て世帯の方にも和東で保育をとということにもなりますので、これを町長にね、人事のこともありますので、お聞きしておきたいと思うんですけども、今後、保育園に常駐という形でそういった看護師も含め、専門職を配置いただく方向で検討いただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

子育てというのは、これから重要な課題でありますし、町にとっても、今後、大きな問題だというように思っております。まずは、子育てに相談体制にのっとっていくというのが重要であろうと思います。

そういう中で、まず、今、岡本委員が言われますように、どういう実態であるのかというのを把握することが大事だと思います。その上で、和東町の身の丈に合った方法があるのか、そしてまた、常設をしていかなければならない、そういった過程を踏みながら、やっぱり寄り添えるものは寄り添って考えていくというのが基本であります。

しかし、先ほどいろんな施策の中で、一つには、やっぱり身の丈に合ったことも考えていかないと大変であります。そういう意味で、今の和東町の体制の中では考えられないだろうかと。和東町のオール施設でもって考えられないだろうか。できなけれ

ば、次の段階は、どうすればどうなるだろうかと、そういうことをこれから検討していくことが大事だと、こういうように受けとめております。当面は、先ほど課長が答弁していた内容のとおりでご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

身の丈に合ったということも言われましたけども、以前、それを話したときに、いわゆる診療所に看護師がおられるから、そこと連携しているから大丈夫なんだと言われましたけど、それは大丈夫じゃないんですよ。診療所は診療所の業務があるわけですから、保育園の都合ですぐに来れるかといったら来れないわけです、どこも人出不足なんだから。

そういう点で、やはりちゃんと集中してその業務をできる看護師を置くということが、より安心安全につながるわけですから、そこは和東町であろうが、木津川市であろうが、京都市であろうが、和東だからやらなくていいという、そういう類の問題ではありません。ですので、そこはぜひ今後強く検討をいただきたいと思います。

次に、34 ページの扶助費というのがありますけども、そこに奨学金の項目がありますが、これは大学生等の奨学金の寄附事業になると思うんですけども、今年度の利用の見込みについてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

本年度につきましては、予算50万円組ませていただきまして、全て給付をさせていただいたところでございます。

高校生につきましては6人、大学生につきましては2人、計8人に対しまして奨学

金を支給させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

これはこれで本当に貴重な制度だというふうには思うんですけども、ただ、やはり今、政府もようやく重い腰を上げてというか、まだ上げたうちに入りませんけども、大変不十分な状況ではありますが、いわゆる給付型の奨学金であるとか、また、そういったものを検討、また導入しつつあるという状況があります。

ただ、一方で、やはり多くの学生は高学費に苦しんでいるという状況は変わっておりません。その中で、そういったところに国というレベルで、もちろんこれは責任を持つべきだと私は思っておりますけども、ただ、自治体としても、今こういったことに努力している自治体がふえてきております。

そこで、町長にお聞きしますけども、今現在の大学生等の奨学金給付事業というのは、これはこれとして継続をいただくということはもちろんなんですけども、やはりさらに町独自に奨学金制度、もしくは就学支援制度というものを検討していく時期ではないかと思うんです。

例えば、一定の所得がおありでもですね、やはり学費が大変高いですから、大きな負担になっていることがあります。高校などでは義務教育までは国の制度で就学援助制度というのがありまして、一定、カバーされていた方も多いわけなんですけども、高校になりますと、そのハードルは大変上がるんですね。いわゆる就学援助を義務教育では受けていた世帯でも対象にならないというようなことがよく聞く話なんですけども、しかも、高校は義務教育じゃありませんので、入ったらすぐ教科書を買わなくちゃいけないとか、さまざまいろんな意味で負担が大きくふえてくる時期でもあります。そういうところに町としてもしっかり配慮もしながら制度を検討していただきたいなと

いうふうに思うんですけども、その辺の今後の奨学金制度等も含めた拡充の方向というのはぜひ検討いただきたいと思うんですが、いかがですか、町長。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これは３点の考え方で整理して検討していくべきだと思います。

今、岡本委員が言われますように、従来から奨学制度というのが府制度でもあったわけなんです。そこへ今、質問いただきましたように、町の制度を入れさせていただきました。これは一つにはですね、先ほど経済的になかなかいけない。何とかその辺の支援という策で講じている内容の施策であります。

もう一つは、これは奨学制度の充実・拡充という観点から、そういう方向で進んでいます。和東町も独自で今あったことをそこへ加えたという制度であります。

もう一つは、京都府の段階になると思いますが、これは医療のとか、いろんな資格を持っておられる免許の必要なところ、これに対して支援していくという制度が生まれております。これは今、言われますように、医師になって京都府の医療機関、また医療の過疎地、医師の偏在というのが非常に大きな問題というふうに京都府はなっております。北部の医療の問題、南部においても右岸と左岸の問題、こういう対策にきちっと意思・目的を持った制度として京都府が援助していく資金があります。

そういう中で、これは京都府の制度でやられております。そこへ今後、岡本委員が言われますように、さらに拡充の意味のここの本来の質問でございますが、これにつきましては、和東町でも考えていかなきゃならん。やっぱり和東町のまちづくりと、和東町の先ほどの医師もそうなんでしょうけども、和東町として定住していただいて、和東町に何らか頑張ってくださいという前提を持つ奨学資金、いわゆる京都府の和東町版みたいなものがどことも検討されていく方向にあると思います。

ただ、小さな自治体ではなかなかそれがとれませんので、そういう中では、また広域的要素というのが加わってきて、今、大きな課題となって考えていくと。まちづくりという観点から新たに検討という時期も来るのではないかと。今、そういったものが独自で組めるか、広域行政の中で組めるか、こういったことが検討していくことだろうと思います。

今のところは、和東町としては、今の制度の拡充というんですか、これを広く知っていただいて、多くの方に受けていただけるような、まずはそういうことに努めていきたいというように思っておりますので、その上で課題を見据えて検討していきたいと、このように思います。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

一応、町の課題として検討はしていきたいということは大変大事なことだというふうに思いますけども、ただ、やはり今の国の制度にしても、京都府の就学支援制度にしてもですね、本当にハードルが高いんですね。通学補助にしてもそうなんですけども、京都府の高校生の通学補助なんかもようやく少しだけ拡充されましたけども、本当に一部しか適用されないような大変貧しい制度になっています。そういう点では、そこにちゃんと充実をお願いするということもそうなんですけども、町としてそういった部分を早急に検討に入っていただきたいということで、これは強く要望しておきたいと思います。

例えばですけども、これは新聞報道もありましたが、城陽市では奨学金の返還支援制度というのがもとからあったんですけども、新年度から大学などを卒業した後に城陽市内に住み、日本学生支援機構の奨学金を返還している方に最大5年間、年間返還額の半額を助成するというような制度を拡充することが報道されました。そういう点では、近隣でもそういった動きも始まっておりますので、ぜひ具体的な検討を

お願いしたいというふうに要望しておきたいと思います。

それと次に、簡易水道の関係なんですけども、この間、町のほうは、いわゆる今からでは来年度ですけども、来年の４月から料金の値上げを予定されているということであつとておられます。いわゆる２０２０年度から２５％値上げという方向を計画されているんですけども、そういった点では、２０１９年度というのは、一番前の年という意味では、具体的なスケジュールが問題になってくるという年だと思うんですね。そこで、課長にお聞きしたいんですけども、その辺の具体的なスケジュールというのは、２０１９年度でどのような形で進められようとしているのか。

例えば、具体的な値上げ案の提示時期、住民説明の時期や方法、また水道委員会への諮問時期、議会提案の時期ですね、こういったことは当然これから問題になってくると思いますけども、その辺はいかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今の質問でございます。確かに、タイムスケジュールは組みかけております。２０２０年度の値上げに向けて、今、検討に入っているところでございます。

一番最初に行おうとしていることでございますが、この３月いっぱいをもちまして水道委員会の委員さんが改選になります。この関係で、水道委員さんの改選を３月の末に各区長さん等をお願いして、新しい委員さんの推薦をお願いする準備が今の段階でございます。４月に入りまして、水道委員さんの交代もしくは継続等の人事がはっきりした段階で、次の委員さんとの説明会を行いたいと思っております。その後、住民のほうに周知をしていくということになります。その後、議会のほうに料金改定の議案を提案し、来年４月１日から幾ばくかの金額を値上げしたいと。

今の段階では、まだ経営戦略では２５％と明言は入っておりますけども、２５％を

一気に行うのか、若干、激変緩和を考えて２回に分けるのかについてはまだ検討中ですので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時４５分まで休憩といたします。

休憩（午前１０時２８分～午前１０時４５分）

○委員長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

６番、岡本委員。

○６番（岡本正意君）

先ほど簡水の値上げについてお聞きしたわけですが、私が聞いているのは具体的な時期のことなんですね。先ほど、いわゆる私が言ったことをとりあえずそれをこういう予定があるということと言われただけなんですね。その具体的な時期について聞いているんですよ。まだスケジュールがあると言われましたよね。だから、いわゆる具体的な値上げ案の提示時期はいつごろを考えているのか。住民説明の時期とか方法はどうか。最終的に水道委員会に諮問する時期というのはいつごろを考えているのか。議会提案というのは１２月なのか、来年のぎりぎりなのか、それよりもっと早いのかという具体的なことを聞いているんですけど、どうですか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

細かい日程の確定はまだ出しておりません。これにつきましては、４月の水道委員会の開催までは、今現在、準備をしているところでございます。これに合わせて持っていきたいというような状況でございますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

4 番、井上委員。

○ 4 番（井上武津男君）

それでは、私のほうから 1 点、質問させていただきたいと思います。

P. 20、22 の豊かな森を育てる基金がありますが、まず、その趣旨からお伺いしたいと思います。

○ 委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○ 農村振興課長（東本繁和君）

豊かな森を育てる基金でございますが、この前も基金条例を提案させていただきました。ご承認いただきました。

事業的には国のほうの森林環境譲与税が 267 万円ほど交付金として入ってまいります。そのお金を財源に、森林関係の整備と森林所有者といろいろな事業を行っていくわけですが、1 年にそれだけのお金をいただいたといたしましても、事業進捗の関係で全額執行できないという事態もございます。

また、国のほうの指導といたしましても、基金を設定して、そちらのほうで基金調整しながら計画的に執行してくださいというようなことで国からもいただいておりますので、そういった形で豊かな森づくりということの基金をつくってございまして、そちらのほうに醸成していきたいということでございます。

よろしく申し上げます。

○ 委員長（吉田哲也君）

4 番、井上委員。

○ 4 番（井上武津男君）

個人の森林整備をすることになりますが、それについてどれぐらいの、どのような問題が生じてくるか、その点についてもお聞きしたいです。

○ 委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

どのような問題というよりも、森林所有者の方につきましては、自力で山を間伐・下刈り・本伐、そういった山施業ができないということをですね、和束町が請け負ってやっていくというような形でございまして、森林所有者の方につきましては、自分の森が守っていけるということで、よい事業かというふうに思います。

○委員長（吉田哲也君）

4 番、井上委員。

○4 番（井上武津男君）

いつからそれを始められて、どれぐらいの期間それを行われるようになるか、そのことについて少しお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

とりあえず林野庁のほうの話によりますと15年間で、現在5年ほどは267万円ぐらいの交付金になるかと思うんですけど、途中から倍額、最終的には4倍というような形で聞いております。

この交付金につきましては、私有林、個人の山が50%、それから人口と林業者の数で算出された額でございます。この森林環境税につきまして、税金としてお支払いいただくにつき5年後ということになっておりまして、ただ、先行して31年度から交付金がおりてくるという仕組みになっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

4 番、井上委員。

○ 4 番（井上武津男君）

それでは、林道整備についてはどのように考えておられるか。その点についても少しお聞きしたいです。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

林道整備については、当然、今でも手入れができていない森林もございます。和東町雇用促進協議会で自伐間伐というような形で、自力で何とか山を施業できるというようなセミナーも開いてみたりですね、そういった形でやっておりますけども、林業で食べていけるという時代というんですか、本来なら食べていけないといけないんですけども、食べていけない状況でございます。というところで、なかなか山のほうにも手入れが入らないというのが現実かなというふうに考えております。

やはり国土を守るという上では、当然、下流のまちの水を、水源なり涵養なり、いろいろな形の中で山の持つ機能というのが重要でございますので、そういった形で、今後、活用しながら、山の手入れ、整備、それから健全な山をつくっていくというような事業になっていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○ 5 番（岡田泰正君）

88 ページで有害鳥獣の件について質問させていただきたいと思っております。

今回新しくメニューとしてですね、今まで有害鳥獣の対策関係の事業補助金という形になっていたんですけども、やっとその上に対策野菜づくりという「野菜」という言葉が新しく入ってまいりました。これについて、この事業の特徴をお知らせいただ

きたいと思っております。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

これにつきましては、以前、高齢者の方が野菜をつくっておられて、サルの被害を受けて何も全くとれないという状況が発生しとるということでございまして、本格的な事業につきましては、農業振興ということで事業を行っておりますけど、これにつきましては、高齢者の方が生きがいくつの中ですら野菜をつくっておられるというようなご意見もございましたので、そのあたりを何とかしていきたいということで、今回、予算化させていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○5 番（岡田泰正君）

今まで有害に対しては、今おっしゃっていただきましたように、農業振興と結びつけて有害対策をしていくというふうな方向づけであったように思うんですけど、野菜づくりを一応対象とした有害鳥獣と、非常に前向きな形の中で取り組んでいただいているのではないかなと思っておるんですけども、申請すればどなたでも補助金にのっかっていけるのか。金額的には25万円しか上がっておりませんけれども、補助率とか、そういった制限ですね、その辺についての制度の内容について詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

予算を可決いただきました時点での要綱という形になるかと思いますが、その要綱の仕立てといたしましては、一応、10万円の事業に対して5万円の補助金、もしくは2分の1ですね。ですから、こういった形で防止策とかいうことをされるかわかりませんので、金額でかえさせていただきたいなということで思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

今は面積のことをおっしゃっていたと思うんですけども、所得とか規模とかね、そういうことについての制限というものは細かくは決められているのでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

面積等はしておりません。あくまでも資材費という形のくくりでございます。ですから、広範囲で安い資材を使って行われれば広くできますし、庭先の野菜畑というような感じでしょうか、よくパイプでやられているような形、それから天井があるかないかというような形もございまして、その実施をされる方の事業費によってそこら辺が変わってくると思いますし、とりあえず誰でもではなくて、非課税世帯の方に対しての申請に対して対応させていただくということで、誰もかれもという形ではないので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

今お伺いして非常に思うんですけども、出だしですので、これからいろんな形で町民の方々の要望等を取り入れてこの事業を拡大して行っていただきたいと思うんですけども、何せ補助金を頼っておればなかなか制約があって難しゅうございますので、こういった制度に準じた形で、町独自の一つの制度的なものをつくれないのか。金額的にも大きくなってこようかと思うんですけど、一つの制限をかけた中で町独自に単費で予算を組んでいただいてやっていただけないだろうか、このように思うんですけども、いかが考えをお持ちですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

和東町の大きな特徴は、やっぱり高齢化してきているということであります。そして、元気な方にいつまでも過ごしていただける生きがいのある地域づくりというのは、私は常に行政の中で目指していることであります。国の中でも、今、動きがありますのは、農と福祉と連携をしていこうという空気があります。

そういう意味で、今、言われましたように、高齢者が何とかやりたいという要望があれば、まずは非課税になりますけども、そこからやっていく。できる人はやっぱりやっていただいて、できないというか、非常に厳しい方にもそういう方法をとってもええと、こういう方法をまずはスタートいたしました。

精神としては、先ほどこの流れは今は農福連携をして、生きがいのある地域づくりをどう目指そうかと、こういうことありますので、当然、町もそういう方向で目指し、そして、今、言われるように、いろんな施策の中でそういったことを基本にして新しいこともいろんなことがあろうかと思いますが、これからもそういう課題には当たっていきたいと、このように思っております。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○ 5 番（岡田泰正君）

今、答弁いただきましたように、積極的にこれから考えていただきたいと思います。

やはり今、答弁いただきましたように、高齢社会が続いております。その中で元気なまちをつくっていかうとすると、健康寿命を延ばして、元気な人が生きがいのある生活を送っていききたい、これは生活が豊かであるとか、そういう問題じゃなしに、心の中の精神を養っていただくということが非常に大事だと思いますので、真剣にといったら失礼になりますけども、考えていただいて、早急に町独自の方法を取り組んでやっていただきたいなど、このように考えていますので、今後よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、次に、60 ページをお願いできますかね。

家庭奉仕員派遣事業という形で、金額的には20万円なんですけれども、上げていただいております。これは今の関係と絡んでくるんですけども、老人家庭の訪問ですね、日常生活を世話をする、いわゆるホームヘルプ事業かと思うんですけども、この事業につきましても初めてじゃないかなと思っておるんですけども、これについての特徴ですね、あるいは所得に関係なく応分の負担をすればですね、派遣を受けられるのか、あるいはボーダーラインというものが決められておってですね、この制度があるにもかかわらず老人家庭でホームヘルプを受け入れたいんだけど、受けられない世帯になるのか、全体的なのか、その辺の範囲を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

この制度につきましてはですね、介護保険制度や障害の福祉サービス制度をご利用いただけない、それに該当されない高齢者の方にご利用いただいておりますもので、特に所得制限というのは設けておりません。

必要やということで申請に来られたときに実情とか聞かせていただいた中でというところで、先ほど申しましたように、介護保険の認定とかを受けられておられない、また、その制度が使えない、また障害の福祉サービスの制度が使えない方について、高齢者の方について利用していただいているものでございますので、特に制限とかいうものは設けておりません。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○5 番（岡田泰正君）

そうすると、金額的には、先ほど申し上げましたように非常に低いんですけども、利用されている方というものを人数も対象にした形の中で20万円というのは検索されていると思うんですけども、それと、個人が来ていただいたときに1時間当たりの負担金額はどのような設定になっているのか、細かいんですけども、その点についてもお聞かせください。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、現在、今年度、今の段階でご利用は1件だけでございます。

年度当初につきましては4件あったかと思われます。そのまま使われておられる方が介護保険制度のほうに移行されたりとかいうので、今年度末につきましては利用が減っておるわけなんですけども、1回の利用につきましては、個人負担といたしまして100円いただいております。残りにつきまして町が負担させていただいて、委託させていただいているということでございます。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○ 6 番（岡本正意君）

先ほどの続きでもう 1 点だけ聞いておきますけども、まだ具体的なスケジュールとしてはないというか、示されてないということですけども、ということはですね、まだ値上げそのものについても定まっていないということだと思うんですね、25%というふうに言われますけども。ですから、やはりそれはいわゆる先ほど課長から言われた激変緩和というかね、少しずつ上げるということじゃなくて、値上げそのものをやめていくということも含めて検討の余地があるというふうに私は思うんですけども、町長はそれも含めて検討を指示されておりますか。それか、値上げありきでされているのか、その辺、いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これについては、さきの議会の中でも一度答弁させていただいておりますが、まずは水道の経営に当たっては経営計画というのを持って、それに基づいてやっていかなきゃならん。そういうときには、経営計画の中にはですね、2020年度では、いわゆる値上げもやっていかないとなかなか経営はやっていけないという経営計画になっております。そういう経過の中にこれを執行するということになれば、先ほど課長も答弁いたしておりますように、こうした水道経営については水道委員会を設けて、いろいろご審議をいただいております。そういう中で必要なことを決めてやっていくと、こういうことであります。

25%、計画で決めているから値上げありきということではないというのは、前の定例会でも答弁させていただきました。今、課長もいろんな方法でそこでご審議をいただくと、こういうことであります。

ただ、今、言うように、水道経営、特別会計を見ていただいたら、値下げというこ

とになかなかない。やっぱり安定した補給をしていく中には、まだまだ安心していただけるというようなことは整備のほうがかかるということを考えたら、今、言われたような厳しい内容になるわけです。しかし、住民にもいろいろご負担もあるわけですから、そういう審議をいただくときには最低必要なところ、ご協力いただけるところということを十分ご審議いただきながら、そして、それが決まるならば、先ほど岡本委員が言われるように、住民に広く周知しながら進めていくというのも大事だろうというように思っております。まずは4月の新しい委員さんでもってご審議をいただく。まず、スタートは計画の中からご審議いただこうと思いますが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

32ページなんですが、和東町例規集の編集委託料が564万4,000円計上されております。昨年に比べますと約倍の予算かなというふうに思うんですけれども、この辺はどういった計画をお持ちなのかお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

竹内委員からありましたように、和東町例規集編纂業務委託料ということで、来年度31年度564万4,000円ということで、前年度に比べまして267万4,000円の増でございます。

内訳といたしまして、職員並びに議員の皆さんが持っていております単行本ですね、これを新たに改訂版をお渡ししたいということで、その費用が132万円。また、特定個人情報の取り扱い状況の点検業務ということで99万円、また電算等の

情報セキュリティポリシーの改定に係る委託ということで77万円、計297万円が主な増の内容でございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

わかりました。

私たちがお預かりしています単行本と、そしてホームページで検索できる内容ですね。昨年もかなり見直しをしていただいたと思うんですが、時代にそぐわないといひますか、そういった内容の条例も確かにございました。そういったところももう一度見直していく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

それで、今回こういうふうに大きな予算をつけていただくときにですね、やはりそういう精査というものももう一度かけていただいたらどうかというふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

竹内委員からありますように、古い条例、また規則、要綱等ですね、これについては議会の終了のたびに総務課の担当のほうからそれぞれの担当課長のほうに指示はさせていただいておるんですけれども、やはり今の条例等になじまない内容、もう既に廃止されている等がありますので、再度、町長・副町長名で各課長に指示をさせていただきます。

新しい年度におきましては、おっしゃるように、きちっとした形で単行本を整理させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

8 番、竹内委員。

○8 番（竹内きみ代君）

しっかりよろしく願いいたします。

次に、40 ページですが、AED のリース料が出ております。各課でこういうリース料が出ているわけなんです、今現在ですね、和東町にどれだけの台数があるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

40 ページの AED という形の中で、私、活性化事業のほうでいただいた分につきましては、体験交流センター、それから和東山の家、それからグリーンティ和東に移動式の AED を設置している状況。あと、ほかの施設はわかりません。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

町全体でどれぐらいの数があるかというのは、今、手元に資料を持っておりませんので把握しておりません。

うちの所管につきましては、社会福祉センターなどに設置はさせていただいてまして、私の知る限りでは、各公共施設にはほぼ設置されているようには思いますが、数のほうにつきましては、現在きちとした数は把握しておりません。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

はい、お答えいたします。

人権啓発課の所管につきましては、人権ふれあいセンターの玄関部分に1台、いきいきこども館の玄関部分に1台ということで、2台設置をしております。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

総務課所管のところといたしましては、B & G 海洋センターでございます。そちらのほうに一つ設置をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

今ざっとお聞きいたしましたら、町内で8台ぐらいかなというふうに思ったんですけど、今、教育観光で農泊を実施していただいております。その中で私もAEDの講習を受けたんです。ところが、さてそれがどこにあるかといった場合、緊急事態になった場合に、じゃあ、それを借りに行こうとか、取りに行こうとかいうふうになったときに、どこにあるかわからないという状況が発生するんじゃないかというふうに非常に思ったわけなんです。ですから、統一していただきましてね、どこにありますよというような表示。

今お聞きしました各課はきちっと自分とこの課はここにありますがというふうにお答えいただきましたが、町全体としてどこにどういうふうに備わってますよというのは、理事者の皆さんは共通して持っていただかないとだめやと思うんです。ですから、よ

そのお客様を迎えるわけですから、和東に滞在していただいている間は、やはりこの和東町の責任になっていくというね、そういう一端もあるかと思います。ですから、緊急に備えて、即、対応できるような体制にいくためにはどうしたらいいかも一度考えていただきましてね、皆さん受け入れ側の家庭もそれは知らないわけですから、本当に緊急のときにどうしたらいいかという、そういうことも検討していただきたいなというふうに思います。

総務課長、これをおまとめいただくのは総務課だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

竹内委員のご質問にお答えさせていただきます。

それぞれの課長から答弁させていただいて、それぞれの管理している部分について、一定、それぞれが把握しているということでございますが、やはり竹内委員がおっしゃるように、一番いいのがホームページに一定の公共施設の案内のところの地図みたいな情報で、絵で見て、目で見てわかるという形と、あと、一定、文章的にここ、ここに何台置いてますよというような形で整理をしたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

公共施設には全て置いていただいているということでございますが、今、湯船地域についてはお声がなかったんですが、やはり各地域にそういったものを今後も検討していただけたらありがたいなと思いますし、そういう目線でもう一度見直しをお願いしたいと思います。

それでは、次は56ページなんですけど、きのうも出ておりましたけれども、自殺対策を今回初めてこれだけ大きな予算をつけていただきました。前回から私も何回か質問させていただいてはいたんですが、こういう小さな自治体では対応がなかなかしにくいということで、対策は延び延びになっておりました。今回、非常に大きな予算で、これはどういったことということは、まだこれから近隣の市町村と検討段階というふうな答弁でありましたけれども、ここはしっかりと取り組んでいただきたいと思うんです。

そこで、要望としまして相談窓口、これは非常に悩んでいらっしゃる方が思いとどまることなく自殺に至るわけですので、やはり相談窓口は私は必要だと思っているんです。それを大きな単位ですか、小さい単位ですかそれは別としましてね、そういうことを1点。

それから、キャラバンメイト、これは町内でもそういう隊員を組んでいただいているということをお聞きしておりますので、その隊員さんがふえるような形、また活動しやすいような活動費用、そして各地域を回っていただけるような、そういう体制、その辺どのようにお考えでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

自殺の問題につきましてはですね、今、見ていただいています予算書56ページのほうにも挙げておりますが、心と体のセルフチェックシステム委託料ということで、ホームページのほうにこれのシステム自体は載せさせてもらって見ることができるんですけども、おっしゃられるとおり、そういうものがあること自体も、また利活用も報告は上がっているんですけども、そんなに多くありません。

日常ですけども、当然、相談窓口はうちのほうでやっておるんですけども、日々、

ひきこもりとか、そういった方、子供さんもそうですけども、成人者の方につきましても、地元民生委員さんとか、またうちの地域包括支援センターの職員などに聞かせていただいて対応のほうを心がけているところではございます。

今後につきましては、今回、予算計上させていただきましたので、この計画が策定できました後には、よりきめ細かな相談業務ができるような体制はとっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

今、ひきこもりという答弁もいただきました。現実には本当にそういう方が和東町にもいらっしゃいます。そういう実態もしっかりと見ていただきたいと思うんです。どうにもならないというような思いで手を差し伸べないというのは、これは私、本当に冷たい行政になると思います。ですから、こういう問題は本当に専門的な方に入ってください。第三者が動いてもどうにもならない問題がたくさんあります。これだけの予算であれば、やはり専門的な方にも入っていただくというね、そういうこともできるんじゃないか。

長年引き込んでおられますと、社会に出ていけないという面もあります。そういったところで、本当に家族は生きるか死ぬかというような、そんな思いで現実いらっしゃるわけですので、専門的な方というのは今後入れていただきたいというふうに思うんですけど、答弁は結構です。しかし、そういったこともあるということを担当課長にも知っていただいて、そして、そういうときに私は体制を組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、88ページから89ページに出ていますお茶の駅構想プロジェクトですが、民間企業への支援ということで計画をしていただいております。地域経済を牽引するということで、これができますと、非常に和東町もまたさらに大きな場面

で発展していくなというふうには思うんですけども、この辺の見込みですね、それと現状ですね、こういった現状にあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お声させていただきます。

昨年、全員協議会ということでご審議いただきました地域経済牽引事業でございます。この分の今の事業費につきましては、単費で国の事業がのらない場合につきまして、町でそのあたりの事業の援助をしていきたいというような事業内容で、予算化させていただいている内容でございます。

京都府のほうで一企業が認定を受けまして、今、登記が完了したということで、こちらのほうに頑張っていただけるということで、ことしも若干該当する部分の予算ではございますが、執行する予定でございます。ということで、地域経済の活気をつけていただいて、ほかの事業者の方の影響するような形で頑張っていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

私たちの民間企業が立ち上がってくれることは本当に期待はしているわけなんです。予算的に見ると、しかし、これできるのかなというような心配も一面ではあるわけなんです。大きいことはできないかもわかりませんが、そこのサポートは十分にしているただかないと、なかなか立ち上がるというところは厳しい面もあるかと思います。その辺での行政としてのサポートですね、そういったことは当然していただけるとは思いますが、その辺についての課長のお考えはいかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

あくまでも地域経済牽引事業につきましては、総務省と、それから経産省の関係で、国からの援助を得るというようなところが重きでございます。そちらのほうで融資の窓口であったり補助金の窓口であったりということでされておりますので、サポートできるところはしていきたい。あくまでも個人の会社の主体性が第一でございますので、そのあたりお手伝いしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

今年度の当初予算の概要と事項別明細説明書の中で若干お聞きをいたします。

その中で今年度は一般会計で32億3,400万円の当初予算がされております。ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和東の実現ということで、非常に積極的な予算だと、私はこのように思っております。

その中で歳入の中の町税3億7,845万9,000円、30年度は36万9,499円、今年度896万円ですか、これだけの金額がふえておるわけでございます。これについての税務課長の思いというのか、見方というのか、これについてもお答えをいただきたいと、このように思います。

そして、次に、環境性能割交付金という新しい交付金だと思うんです。これについても説明をいただいてないのと、もう一つ、その下の地方特例交付金が658万円、それから地方交付税が15億円、これについても説明をいただきたいと、このように思います。

○委員長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

畑委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、私のほうから、町税につきまして、31年度3億7,845万9,000円を見込んでおります。前年度比896万円の増ということでございますが、大きなものとしては固定資産税、先日の当初予算の概要と主要事項説明書の説明の中で副町長からもありましたように、大きな茶工場ができたり、その中の機械類ですね、いわゆる償却資産に当たるもの、これがふえておることが大きな要因かなというふうに考えております。

また、町民税の特に個人のほうにつきましては、30年中の所得につきましては、今ちょうど確定申告中ということで、なかなか当初予算の積算の時点ではつかみ切れなかったということで、そんなに大きな増はないというふうに考えております。

それと、環境性能割でございます。環境性能割につきましては、平成28年度の税制改革におきまして新たに盛り込まれました税金でございます。自動車取得税が廃止されて環境性能割に変わるということでございまして、平成28年のたしか5月の臨時議会のほうでこの条例改正につきましてご可決いただきました。その当時は、29年4月1日、消費税10%増税の当初の予定の時期、それに合わせてということでございましたが、ことしの10月1日に延期されたということで、この環境性能割につきましても、ことしの10月1日からということになります。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

私のほうからは、畑委員のほうから質問のありました地方特例交付金並びに地方交付税について説明申し上げます。

平成31年度の予算に関する説明書の7ページ、8ページに地方特例交付金の内容を記載させていただいております。

まず、地方特例交付金で個人住民税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金ということで、それぞれ税制改正により一定改正され、和束町に入ってくる本来の税金が少なくなったということで補填されるものでございます。

具体的には、自動車税、軽自動車税については、自動車取得税の関係でございます。

また、7ページ、8ページの下段ですけれども、子ども・子育て支援臨時交付金ということで437万7,000円歳入を見込んでおります。これについては、国の保育料無償化に伴う財源措置として手当されるものでございます。

続いて、地方交付税でございます。

地方交付税、31年度15億5,472万8,000円ということで予算化をさせていただいているんですが、予算に関する説明書の25ページ、26ページに、一方、臨時財政対策債ということで6,600万円計上させていただいております。

地方交付税の普通交付税につきましては、この普通交付税14億472万8,000円と臨時財政対策債6,600万円合わせた中で予算を積算しております。普通交付税上は149万6,000円ふえているという形になりますが、臨時財政対策債につきましては1,490万円の減ということで、やはり人口減少等に応じて交付税としての歳入は年々減少しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

わかりました。

税住民課長、この町民税、先ほど説明があったのは固定資産税茶工場の増でふえた

ということなのですが、この中には農業所得もございます。その中で平成28年・29年が農業所得はここ最近では最高水準と。昨年は、私個人でもお茶をやっておる関係上よくわかるんですが、大きな車1台損したというのが本音で実態でございます。約900万円ふえているということは、ほとんど固定資産税がふえてるのかと。あくまでもこれは先ほど答弁されたように推測でございますから、私はこれについてはどうのこうの言いません。どういう見方をされておったのかなという思いがあったからこういう質問をしたんです。

もう一つ、地方交付税については、これだけどんどんどんどん減少化している中でよくいただけたとこのように解釈、それは非常に頑張っていたいただくと、このように私の一つの思いなんです。

町税については、税住民課長、先ほど固定資産税のことを言いましたけど、農家所得についてはどれぐらいみておるんでしょう。固定資産税は別として農家所得、割合は大体わかります。

○委員長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今回の町民税の積算に当たりましては、先ほども言いましたように、積算時点で30年の所得の状況、会社勤めの方は別としまして、農業の方の所得の状況はつかみ切れないということもありまして、積算の方法としては、過去3年の推移を見て積算させてもらったということでございます。

今、2月12日から確定申告、各会場を回らせてもらっております。その中で私が受けた感覚です。ほかの職員が受けてる分については聞いておりませんのでわかりませんが、特に農業の方につきましては29年よりも悪いということは聞いております。どれだけ悪いかというのは、それも人それぞれといいますか、そんなに変わらへんと

いう方もいらっしゃいますし、2割、3割落ちているという方もいらっしゃいます。
それも人それぞれかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

次、質問が入ったら長くなるんですけど、どうしましょう。

昼からにいたします。

○委員長（吉田哲也君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩（午前11時31分～午後1時30分）

○委員長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡田 勇委員につきましては、体調不良のため欠席となります。

それでは、質疑を続けます。

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

それでは、59ページ、60ページに関連して、老人福祉費になると思うんですけども、いわゆるこの間、昨年この場でも要望いたしましたが、いわゆるシルバー人材センターについて、鋭意検討いただいているということでずっと聞いておりますけども、新年度につきましても、特にそういった新規として話は上がっておりませんけども、現在の状況について説明いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

これについては、岡本委員は兼ねてからご質問いただいております、和東町でつくるべきだと、こういうご質問の内容でありました。それにつきまして私は、1町でといったかて、国の補助を受けようと思えば1万人規模でやらなきゃならない。現に、先行してやられておるというんですか、早くから取り組まれておるのが南山城村で取り組んでおられます。それが今1万人切れているということで対象外になってきてますんで、あそこも広域で取り組んでやりたいと、そういう思いを持っておられます。そういったことを受けて、相楽郡と広域で取り組むほうがいいのではないかと、こういう方向で進めていると、こういう答弁をさせていただきました。

これについての基本的なことにつきましては、同じやるなら国の認可を受けてやるシルバー人材センターを求めていきたい。それぞれ種別は違いますが、これは年齢によって違うんですけど、社会福祉協議会で取り組まれたり、いろいろあるわけなんです。そういうことをこれからやはり広域で取り組むということが大事になってきている。今、広域で取り組む機運を高めていると。お互い町村長間ではそういった話を今、進めているところであります、地域住民からどれだけそうした需要が出てくるかと、こういうところであると思います。

まさにおくれているのは、そういう機運というのは、私どもの話を進めている段階の中では、まだ上がってないというのが事実でございます。この辺の動きを十分見定めながら今後進めてまいりたい。方向については広域でというように考えております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

今の町長のお話というのは、今までと何も変わってないと思うんですよね。いわゆる広域でやるということは、それを言われてもう何年もたっているわけでね、機運が

盛り上がっていないみたいな話もされましたけども、実際やはりいろいろ住民の方から聞いてましても、本当にシルバー人材センターのような、そういったところがあったらいいのという声を大変多く聞くわけなんですね。ですから、やっぱり具体的にどういう仕事があるのかとか、考えられるのかということを具体的に議論しないと、そのうち機運が盛り上がってきてできるというのではなくて、実際にはないのは、府内では東部の関係と、あと少し残ったところの自治体だけですよ。ですから、やはり周りを見れば幾らでもあるわけですから、その辺も含めてもう少し具体的な議論をしていただいて、去年も言いましたよね。いつまでに実際に具体化するのかという話をしましたよね。今の時点でどうですか。いつまでにそれをされるつもりですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

いつまでというのは、私の身近なところの機運というのは、今、岡本委員はそうした切実な声を聞いておられるわけなんですけど、私どものほうはそういう声を把握していないのが事実であります。

特に、和東町の活性化センターとか、いろんなところで募集をしてですね、いろんな団体で進めていたりしております。そして、和東町は農業がありますので、先ほどほかの委員からも質問がありましたように、野菜づくりとか生きがいの中でやるとか、こういう話をされております。農福連携というところもある。そういう総合的に考えている中で、今の段階では、岡本委員から何回か過去から聞いておりますが、所管課のほうには上がっているか、そこは私のほうまで上がってきておりませんので、その辺の機運というのは岡本委員が切羽詰まって言われますけども、和東町はシルバー人材センターにかわるものとしていろんなところで受け皿を持っているということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○ 6 番（岡本正意君）

そんなことを言ってしまったらね、じゃあ、これは何も議論する必要はないと思うんですよね。シルバー人材を立ち上げなくても、和東では高齢者の方が働ける場所があるんだと。そうじゃないから実際にいろいろ声が上がってくるわけでしょう。去年だけじゃなくてその前から、要は和東町単独では難しいから、3 町村と広域で、いわゆる未来づくりセンターですか、あそこにも議論を持っていただいて、そこで具体的に話をしているんだと言われてましたよね。一体それはどうなったんですか。

今の話だったら、ほとんど振り出しに戻ってるような感じですよ。何もニーズがないみたいな話でしょう。それだったら、何年かの議論のひっくり返しになってますよね。やっぱり一定ちゃんと期日を設けてね、どういう仕事があるのかと、先ほど言いましたように、ご存じだと思いますけども、府内でもないところのほうが少ないわけですよ。そういう中で、幾らでもやってはる例であるわけですから、そういう具体的なところにちゃんと視察に行ったりとか、見に行ったりとか、話を聞くなりすれば十分に検討ができるはずなんですよ。ですから、去年言ってもいつになるかわからないと。ことしでいえば、まだそんな機運がないみたいなね、そういう話になっていると思うんですよ。ですから、ちゃんと 3 1 年度にどこまで話を持っていくのかという話にしないと一つも進まないと思いますよ。ことしはどこまで持っていくんですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほども答弁しておりますように、和東町の実態から考えたら、それに足り得るような組織、湯船から西和東までありますが、それぞれの区で取り組んでおられるところもあります。そういった中の実態を踏まえながら、和東町は和東町の方で何が必要かということを求めています。そういうときには、私はシルバー人材センターを

否定はしておりません。こうしたものを持たなきゃならんのは、先ほど言いましたように、国の補助金を受けてきちっとやれるようなシルバー人材センターを設立すべきやということで、今、努力しております。

これは広域ということですから、今、3町村で取り組もうということで首長間では話ししております。

南山城村が進んでおりますので、その拡大版で図ろうと。いわゆるシルバー人材センターとして和東町、笠置町、南山城村と1班、2班、3班みたいな形で取り組んでいこうということで、今、形態は進めている方向があります。ただ、今、南山城村がやられておりますのは、いろいろ取り組まれております。森林組合等でやられとる内容、和東町は森林組合一つとれたかてなかなかその人材が集まらないうと、そういうことを一つ、いろいろとそういう中に人口はいるんですけども、そういうのがほかで賄われているということで、なかなか難しいわけでありまして。今、言いましたように、和東町グループをできる限り早く立ち上げていきたい。南山城村人材センターというのがあるわけですから、それを和東町版に拡大すればいいわけでありましてから、今、所管課のほうでその声が強くなってくるとそういう取り組みが進んでいくと思っております。

また、所管のほうからも、その方向はここで示させていただいておりますが、大いに進むと。それをさらに進めていく機運といったら悪いんですけども、なかなか住民の需要がそこまで把握してないというのが事実であります。

先ほど言われたなぜかと分析しますと、湯船も区でやられておりますし、そして森林組み合いもやっておりますし、財団法人活性化センターでも取り組んでおります。いろんなところでそういった取り組みをしております。

それともう一つは、いろいろな中で、お茶の基幹産業でありますから、それにかかわる仕事を今それぞれのところでやられております。今は新しく企業が入られて、この農繁期は何をやられているかというたら、一つの企業は今、菓子をつくられて、そ

して菓子の従業員というんですか、かかわる人が今、数十名、それにかかわっておられると。そういうことの集めることにも、今、一苦労されております。そういうことを考えていくと、非常にそういう状況があるわけでありますので、そういう中に踏まえながら、さっき言いましたように、広域で取り組む。これは早くでき得ればすぐにも取り組める内容であるわけですが、なかなかそういったところは進んでない実情があるということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

いろいろ言われましたけどもね、また来年、こういったことが繰り返されないように具体的に話を進めていただきたいというふうに、これは強く要望しておきたいと思うんです。

次に、97 ページからの部分ですけども、災害対策の関係ですけども、昨年は大変災害が多い年というふうによく言われまして、実際多かったわけですけども、和東町でいいますと、昨年、大雨とか台風とか、そういった中で大変記憶に残っているのが停電なんですね。停電が大変去年は頻繁に起こって、しかも長時間停電したということがありまして、久しぶりにろうそくを使って灯を求めるみたいなこともあったわけですけども、ただ、やはりああいうことがあってはいろんな意味で困りますし、それによって命の危険なども起こる方もおられます。そういった点で、その辺、ことしですね、関西電力等のあれも要ると思うんですけども、そういった停電を事前に防いでいくといった意味の取り組みというのはどのようにお考えなのか、その辺をお聞きたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本委員からありましたように、昨年7月から9月にかけての大雨、台風等の関係で停電がありましたのが7月28日から29日にかけての台風12号、また9月4日から5日にかけての台風21号、9月30日から10月1日の台風24号ということで3回ですね、町内の大規模停電が発生いたしました。

昨年11月でございますが、関西電力のほうと私ども和束町のほうが話しさせていただきました。一定、その対策を講じてほしいというお話をさせていただきました。特に道路沿いの電柱にかかります木々の伐採、そういうのも計画的にやってほしいと。また、もし1カ所停電しても、当然、その防ぐ方法と、ルートというんですか、複数ルートを持って何とか停電しないように配慮をしてほしいというお願いをしているところでございます。

また、今回、大きな停電で問題になったのは、やはり関西電力の社内の対応の問題であったという報告も受けております。それにつきましては、関西電力が強化を図るということで聞いております。

特に、現在、全て停電の関係、電力の流動の関係ですね、コンピュータ化されていて、そのコンピュータがダウンしたのが大きな原因だったという報告も受けておりますが、それについても強化を図ってほしいというお願いをしているところでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

台風のほうは毎年必ず来るという状況がありますけども、あれほど停電したという年は珍しかったと思うんですよね。ちょっと消えてちょっとつくとかいうんじゃなくて、昼に消えて夜まで何時間もずっと消えてるといった状況が何度かあったと思うん

ですけれども、もちろん自然災害のこともありますから１００％防げるというもんじゃないかもしれませんが、やはりそういう不測の事態がないようにですね、去年それによって起こった、例えば、町内の上下水道の関係とかのこともありましたけども、そういったことも改めて点検いただいて、借りに停電があった場合でも対応ができるように、ぜひまた点検と具体化をお願いしたいというふうに思います。

それと、ことしはいわゆるハザードマップ等の取り組みが今年度にまた入ってきて、去年やるはずだったものとかが京都府の取り組みがおくれているということで、今年度に先送りされたという面もあるんですけども、一つはですね、水害の関係で昨年要望しましたけども、一定の予測に基づくいわゆる水位ですね、そういったものを町中でここまで水が来ますよというようなひどい場合を想定したものを見つけてほしいという話をしたと思うんですけども、そういったことも京都府の想定も踏まえていただいて具体化していただきたいと思っているんですけども、そういったことはあるでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

まず、防災マップ、ハザードマップの関係でございますが、先だつての議会のほうでも建設課長のほうから答弁させてもらいましたように、３月中には、一定、土木事務所のほうから具体化されるということを聞いておりますので、それに基づいて検討は進めていきたいと。

しかしながら、木津川市の市役所であつたらこれだけ浸かりますよという確かに明示等がございます。そのあたりも含めて研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

そこはもう既に木津川市等で広くやられているということもありますので、ぜひ、やっていただきたいと思います。

それと、もう一つは、いざというときに避難所はどこなのかということで、この間、標示等も数年前からしていただいていますけれども、ただ、やはり相変わらず見にくいということや既に看板自身がはげてきているという、そういう中で、やはり用を足してないという状況がございます。

これも一緒に言ったら悪いんですけどね、この間、関西電力の電柱を使って茶畑に行く標示はきれいに整理されましたけど、肝心の避難所とか緊急時にどこに行くのかという意味での誘導をするための標示というのが、全くそういう意味では整備されていないというのはですね、やはりこれも本末転倒だなと思っているんです。

そういう点で、今、つくっていただいた看板も大変老朽化しているという状況の中で、改めて、やはりいつ災害が来るかわからないわけですから、早急につけかえていただく、また、新しい形でわかりやすく標示していただくということが必要と思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本委員のほうから、これまでもそういう形でご指導いただきまして、現課のほうで検討を進めているところでございますが、やはり電柱等を活用した避難誘導ですね、これについても前向きにさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

とにかくわかりやすい標示が必要ですので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、もう 1 点、これは大きいことですので町長にお聞きしておきたいんですけども、いわゆる防災という観点から、避難所の環境を改善していくということが去年の豪雨災害のときにも大変強く言われました。特に、一定の数の方が来られるような体育館等での避難をした際に、昨年 7 月の豪雨のときには豪雨が去った後に猛暑が来たので、大変な猛暑の中で厳しい避難生活を強いられたという状況がニュースになっておりました。

それも受けて、国もさすがに体育館などに冷房施設を入れていくというようなことにも補助金をつけるであるとかということがされております。この近隣でも八幡市などで既に体育館などに空調を入れていくということが始まろうとしているわけですが、やはり今後、和束町としても、そういう防災面も含めてそこに空調設備を整備していくということも検討いただきたいと思うんですが、その辺、町長、いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この空調設備と避難の関係でございますけども、まず、和束町のお示しさせてもろてるのは、一時的な各公民館がそれに当たるだろうと思います。そういったところについては、ほとんどのそういう設備があります。

ただ、もう少し大きくなって、次の避難ということで、今、言うように海洋センターとか、大きなところ、ここの課題としては、今、考えております。それだけ突出ということも大事ですけども、和束町全般を考えまして、体育館に空調が要るかという

ことから、最近では小学校・中学校も体育館という流れには近隣はなっているわけであります。そういう流れの中で、それと合わせて検討していくべきであって、それだけ突出してどうというのは、今の考えはありません。

大事なところでありますので、ただ、一時避難所については、私の把握している、要は空調がそろっている。確かに、次の課題としては、今、岡本委員が言われますように、課題としてありますので、これを大事な課題として受けとめておりますが、それだけ突出じゃなしに、やはり全体的に体育施設としてどうあるべきかと、こういう観点から考えていく。

また、体育館でないところとかいろいろありますが、それはそれなりに早急に整備できるところは整備していかなければならないということで、課題として受けとめて早急に取り組むと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

ぜひ、そこは検討いただきたいと思います。もちろん防災面というだけでなく、それは教育委員会の話にもなりますので、紹介だけにしておきますけども、やはりこの間、教室には空調のほうは、今、鋭意やっただいておりますけども、例えば、ことしから夏休みが減らされるであるとかいう中で、大変暑い中で登校もしなくちゃいけないし、学校活動も長く続けなくちゃいけないということが起ころうとしております。そういう点でもですね、クラブ活動も含めて、体育館なんて本当に異常な暑さですからね。本当によくそんなところで頑張っているなと思うんですけども、この間の猛暑対策という点でも必要になっていると思いますので、ぜひそこは検討いただきたいと思います。

それでは、先ほど話もありましたけども、88ページのお茶の駅構想のプロジェクト補助金についてですけども、私のほうからは視点を変えてお話ししたいと思うんで

すけどもね、今回１，５４０万円が合計で計上されているんですけども、昨年の６月議会だったと思うんですけど、牽引事業者のそういった事業の認可とあわせてこういった補助金制度をつくりたいということで提案されて、その上で予算計上されていたと思うんですね。たしか、そのときは１，７００万円計上されていたと思うんです。そのときにどういうものですかということをいろいろ説明を受けたことが記憶としてあるんですけども、あれは結局３０年度に１，７００万円計上していたと思うんですけども、あれと今回というのはどう違うんですか。

○委員長（吉田哲也君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

平成３０年度に国の採択を受けまして、地方創生推進交付金を活用しまして、この牽引事業に着手することになりました。

牽引事業の基本的な計画は５カ年事業ですが、推進交付金につきましては、３０年度から３年計画となっております。補正予算で３０年度予算を上げさせていただいたわけなんですけど、現在のところ、進捗状況がよろしくなくて、搬路拡大に向けた部分で商品開発のほうを１００万円、大北様のほうで進められておられます。

その分と、インバウンド観光というのもこの牽引事業です。これは和東町の活性化センターでインバウンド観光事業ということでしていただいておりますので、その事業２本を平成３０年度の決算に出てくるかと思います。

今回は２年目ということで、先ほど午前中に東本課長のほうから、３月に一般社団法人大北様のほうを含めまして社団法人を立ち上げられて、今後、事業を本格的に進めていただくというお話も聞いておりますので、２年目ということで、平成３０年度は執行が少なくなっておりますが、３１年度につきましては、この牽引事業のほう、せっかくの予算でございますので、できるだけ活用していただくということでお伝え

はしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

そういう事情だということはそうなんですけども、ただ、やはり決して少なくない予算ですので、やはり一定見通しがあって計上されたものだと思うんですね。それがほとんど使われてないというようなことを、どういう見通しでそういうことをしているのかということが大変問われると思いますので、そこは指摘だけしておきたいと思うんです。

それと、先ほど話がありましたように、もちろん民間の方であろうがそうでない方であろうがね、まちづくりという観点で事業を起こして、それを活性化につなげていくということそのものが大いに大事なことだというふうには私も認識しておりますけども、ただ、やはり公費を投入して、しかもこの補助金というのは、牽引事業に認定された事業者しか使えない補助金なんですね。いわゆる一般的に何かしたいという方が使える補助金ではない。だから、ある意味、今回では1社ですからね、ここしか使えないわけです。だから、そういう意味では、民間の事業というのはね、もちろんどこまで営利を追及されるかどうかは別にしましても、やはりだめだったら撤退するとかいうことも含めて考えられるものがあります。そこはやはり公とは違うところだと思うんですよね。それだけに慎重な姿勢で見る必要があると思うんですけども、この事業者が何か実績があってこういう事業を始められて、それで何年かして、それで一定いろんなことがある中でだったらじゃあということで、必要なものがあればということやするんだったら別ですけども、初めの段階からここまで至れり尽くせりといったら語弊がありますけども、支援すると。

先ほど私は1,500万円とか1,700万円とか大変大きいと思いますよ、一つの

企業に対して和東町のようなところで。だから、そういった意味では、やはり町としても一定の見通しを持ってもちろん出されているとは思いますが、というのは、例えば木津川市などは牽引事業者が認定されているんですけどもね、でも、そういう市独自の補助はされてないで聞いたんです。やはり国や府のあれがもう既にありますからね、でも、和東はそれにプラスこれだけの支援をしますということまでやろうとされているんですけどね、ある意味、これからどうなるかもまだはつきりわからない中で、これは慎重さに欠けるんじゃないかという思いがあるんですが、その辺いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。慎重さという意味では、和東町につきましては木津川市さんと比較しましたら立地条件も違いますし、木津川市さんの場合は牽引事業に着手されたとしても、いろんな企業さんがたくさんいらっしゃいます。和東町につきましては、なかなか入ってきていただくような、そういう状況ではありませんので、何とかこの和東町で起業していただいて、まちを活性化していただきたいという、そういう思いがございました。だから、いち早くですね、和東町は京都府と和東町の牽引計画をつくりまして企業に呼びかけていると。

先ほど大北様のお話をさせていただきましたが大北様は代表でありまして、大北様が代表になって一般社団法人をつくられて、約10社ぐらいの方を構成メンバーとして、将来的には大北さんが持つておられる土地を活用してやりたいという具体的な構想もありでしたし、また、大北様自体の経営状況も全て国のほうにもご提出させていただきまして採択を受けている状況でございます。そういったまちづくりに関して非常に關心を持っておられる方というのは和東町としましても支援していきたい、そういう思いでこの事業に取り組んでいるところでございます。

また、牽引事業者でなくても一般の団体、それから会社起業の方につきましても、和束町は地方創生で和束町茶業のリノベーション創造事業というのを平成31年度も予算措置しております。和束町内で海外に向けた搬路拡大、また企業さんや団体が行うイベント等への出展ですね、そういった経費につきましても、和束町の茶業を広めていくという助成も今回平成31年度の当初予算に盛り込んでおりますので、牽引事業に限らず和束町全体の企業さん、それから団体の方でまちづくりを進めるという方向には変わりございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

今回の予算編成は第4次総合計画後期計画で編成したと。そして、一番は人づくりでやっていくということで、町長、最初にお話しされました。そして、私の今回の言ったところによりますと、保育料も無償にしたらええ。0歳から5歳までは完全に無料だと。そして、また給食費も無料、そして保育園の時間も延長したと。延長したことによって、そしてまた預かるところの先生方もちょっと時間が長くなる。そしたら、その関係で預けている方はよろしいかもわからへんですけど、預けているほうの方にも非常に負担がかかるから、やはりその中での人の配置とか、いろんなことを考えていかないとだめだと思うんですけど、この点ではよくでき上がった予算だと思っております。

そして、また、ここまで来るのに、ことし言うたから来年の春からやってくれとか、物事には順番があると思うんですよ。やはりそれには財源を確保をしないと何事も成り立っていきませんから、ない袖は振れないとよく言われますよね、昔の方も。今でも言われると思うんです。お金がないと何もできないですから、やはりお金がないのなら、その財源手当をどうしていくか。それにはやはり時間がかかると思うんです。時間がかかっても次世代の若い人たちをつくっていくんだと思ったら、それにはやっ

ていかないとだめだから、何とかここまでやってこられたことには私は敬服をします。

そして、医療費にしても18歳までといったら、今は選挙権は18歳から与えられているんですから、それまで無料にすると。18歳から上は自分でこれから生活していく活路を見出して、そして国にも貢献し、住んでいるところの市町村にも貢献していただかないと、何から何まで無料や、ただやということには絶対ならないんですから、だから、よくここの医療費についても、18歳までは無料にしていたということは、やはり一歩進んで行ってやれたと私はそのように思っております。それはそれなりに担当の予算編成しておられる方も苦勞もありましたと思います。町長は町長なりに財源の確保をしにいかないとだめだから、いろんなところで頭を下げ回らないかんだと思います。ということは、町税を見て、3億5,000万円から7,000万円、これは議会議員にならせてもらってから24年目になりますけれど、大体ずっとこのぐらいですよ。4億円を超えたことがございません。

そして、もう一つ、あっと思うのは、ゴルフ利用税、これは昔入ったときは1,800万円ぐらいあったと思うんですよ。今、1,000万円切ってますよね、959万円。ということは、半分近くになってきたと。あのころゴルフブームで、こんな2,000万円ぐらい行くわと思ってましたけど、そしたらまた自由に使えてええわと思いながらお金がだんだん減っていく。27年から31年の間で大体300万円ちょっと減っていると思うんですよ。こんなお金が減るということは、やりたいことがやれないですよ。それでも何とか我慢しながらよくここまでもってきたと私は思っております。

そして、町長、起債をかけていろんなところに過疎債とか辺地債とか使われますけど、あれは使っても、やはり借金は借金ですけど、借金して物をつくったら、そこに物が残りますよね。そういう前向きな考え方を町民の方、私たち議員も思いながら、借金はしてんねんけれど、物は残ってるわと思ったらちょっとは安心できるんですよ。物が残らない、そして無駄なものに投資をしてしまったら、何やこの借金というよう

に捉えてしまうんですよ。だから、物が残ればちょっとは安心しておりますので、それもぼちぼち限度近くまで来ていると思うんですよ。これ以上借金すると、やはり和束町の体力では持ちこたえられないと思います。だから、よほど節約し、そしてまた有効的なお金を配分をしていただきたいと思います。そして、無駄なものはつくらない。無駄なところには投資をしない。これ、あかんやないか、あかんやないかと二つ三つありますけれど、こんなことは、せっかくよくやってるて言うてるのに、また裏返して、これあかんわて言うてしもたら、小西 啓、今、何しゃべっとんねとなりますから、それは言いませんけれど、ですから、よくよく考えてのこれからの予算編成にさせていただき、そしてまた急に何でもできないんですから、それはよくよくわかっておる。町民の方もそれはよくわかっておられると思いますが、それでもこれ以上借金をし過ぎて、そしてまた町長、最初なったときにみたいに、しんどい思いをするのは困りますから、その辺のことはよく考えてのお金の使い方をしていただきたいと思います。

何か。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま小西委員から財政運営についてのご質問なり、ご意見も入れながらいただきました。この財政の中で考えていかなきゃならない一つはですね、厳しい財政の中で考えていく。頭が出てしまったらたたかれる。何でもそうです。だから、やりたいことやけど、どこでとめるかというのも一つです。やりたいことはたくさんありますが、どこでとめるかというのが非常に大事なところであります。

それともう一つは、今、言われますように、何もやらなかったら財政運営にいけるかと、ここはやっぱり起債を発行しながら公債比率、財政状況を見ながら、職員みんながそこに苦勞してやってくれると思います。全ての事業がやれたら私もここでええ

こと言えるんですけども、ときにはそういうものもなかなかできないと。

それともう一つ言っていましたように、苦労しますのは、単発で見たら無駄やねというように思われるやつが3年、4年につなげた事業があると。

例をいいますと、ここに予算があるゴルフカートなんて、朝もいろいろ質問があったように、これやったらもっとここへかけるべきやないかというご意見もいただきました。これを単年度で見たらそういうことだと思います。しかし、この事業は、これから和東町の交通体系というのは非常に大変に迎えていきます。そのとき国交省を入れながらどう変えていこうかというのを先ほど総務課長も答弁してましたけども、これからいろんな議論をしていかなきゃならない。そのときは国交省と一緒に議論しなきゃならない。そういうために、さきにそういう国交省の目玉的なものを取り入れながら一緒に国交省と考えていこうと。

きょうの新聞にも載っておりましたように、次の時代には自家用車でもってやれるような状態の交通の過疎地域といいますか、出てくるんですね。それをまず和東町の住民にさきに入りたいと。ここへつないでいきたいんですよ。

だから一つの点だけ見たら無駄と言われるのが私は一番つらいんですけども、それが次にどうつながっていくか。だから、大きい方向としたら、交通体系をどう考えているかというその第一歩だなと捉えてもろたらありがたいけど、そこを捉えると大変な話になります。

確かに、いろんな事業でお金をかけている面があるわけなんですけど、そういう複数年で考えていかんなんらんとということで今やっています。そういう意味では、先ほど借金といいますか、辺地債とか過疎債というのは積極的に活用しながら、そしてやっていく。しかし、これも財源状況が悪かったら許可してくれませんから、だから、許可を受けられる範囲内で住民の思いをどこへくみ取っていくかということにやってまいりました。

この人づくりというのもそうだと思います。まだまだ住民から見ればですね、小西

委員が言われたように、皆、無料化したら一番いいんですけども、それになりますと、和束町の財政力を見ていただいたらわかりますように、ほとんど国の事業に頼っております。頭を打たれたら、やろうとしたやつが全部とまってしまったらかなわんと、この辺に苦労があります。だから、そういう意味では、どこまでできるのかと最大限利用しながら所管のほうではやってくれています。だから、今、言っていて私はありがたいんですが、職員が本当に苦労してやってくれている中での財政運営であります。ましてや和束町は財政が豊かな町ではありません。だから、国の流れ、私も一番最初申し上げましたように、国の流れをどうつかむか、そして府の流れをどうつかむか、そして、それを予算にどう反映するか、こういうことだと思います。

さっきの例でいいますと、牽引事業も一つはそうなんですね。いわゆる和束町で民間のやろうとしている人を救える、ひっぱっていけるような形の門をまず開いて出てきた結果が1社、2社になりましたけども、やっぱり門を広げて、そして、どなたでも和束町へ行けるような体制をつくっておくことが大事だと。だから、この牽引事業だけじゃないんです。地域再生計画とか、いろんな計画を挙げながらやってくれているんですね。

私が言うのもおかしいんですけども、ここのところの職員の皆さんのご苦労、本当にみんな苦労して、創意出しながらやってくれているこの予算だと思います。だから、そういう意味では、単年度で考えたら不十分なところがありますが、これは次につながる予算であるというところも一つ気づいていただきたいなと。

小西委員から質問を兼ねてそういうことを言うていただきましたから調子に乗った面がありますが、そんなことで、今、取り組んでいる大きな特徴は、まず、国の流れを受ける。府の流れをくみ取っていく。そして、和束町独自の次につながっていく施策を入れさせていただいています。それはさっきも言ったように、子育てをどうやっていくとか、防災をどうしようとか、そして交通体系をどうしようとか、そんな皆、次につなげる第一歩だというようにご理解をいただいたらありがたいと思い

ます。

質問からご意見をいただきましたので、私どもお答えがわからん、うちの意見がわからん答えになってしまったんですが、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

9 番、小西委員。

○9 番（小西 啓君）

積極的な回答をいただいて、やっていただきたいと思いますけれど、それよりまず町長、きょうの新聞の1面にも載ったんですけど、隣の町のこと、人口が非常に少なくなつて、そして消滅するのが2040年ぐらいということが書いてありました。そして、高齢化比率が52か3%ぐらいになっていると。私もこの議場の中で言わせていただいた。和東町も3,500人ぐらいまではざざざーっと減るだろうと。そして、それから和東町は地場産業のお茶があるから、そこでとまるというように、私、大きいことを言った覚えがあるんですけど、やはりちょっと修正させていただいて、3,000人ぐらいまでは減っていくんじゃないかなと。500人ぐらい私の予測より前へ進んだんかなと思ってます。やはりもうぼちぼちそういう歯どめをかけたことも考えないと、せつかく人づくりの予算を組んでいるのに新聞に載るようなことになったら困ります。それは和東町は絶対ないと思うんですよ、お茶というものがありますから。だから、地場産業のお茶はこれからも大事にして育てていかないとだめだと思ひます。

だから、ほかのことはほっといてもええということを行っているんじゃないんですけど、やはり中心にそれをやっていくということで、和東町をずっと心配要らない町にしていかないとだめだと思っています。

3,000人ぐらいで私はとまると思っているんですけど、町長とか副町長、どれぐらいだと予想されますか。当たらなかつたら困るんですけど、あと15年も20年もいて、ここで私たちやりとりするということもありますので、適当なことを言

ったらだめなんですけれど、どうですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

笠置がきょうの1面に載ってびっくりしましたけども、よそごとのようには思えないで受けとめております。

一つは、今、3,000人どうのということではありますが、場合によったら循環してしまうと大変なことになるという危機感を持って当たっております。

もう一つ、和束町とか自治体が考えていかなきゃならん問題があります。京都府段階で考えなきゃならん問題がある。また、国段階で考えなきゃならん問題がある。一つの国の考えているのが、そこに住民票でもって定住というのは今まで言われておりましたけども、次に交流という人口も入れていく。それを取り入れてうちの場合もやってきます。

次に関係人口まで言ってまいりました。それぞれを受けながら和束町は農業のまち、今、言うように基幹産業はお茶ですから、どういう施策に目を向けているかというたら援農対策、住民票を持ってなかったかて援農体制とか、そういう形になってくるだろうと。

また、一つは、住民票がなかったも、和束町の消防団というふうな形は既に湯船地域でもおられるわけなんですけど、そういう形で、結局は関係人口、交流人口が大事だと。

よく言われますけども、今までは和束町には母屋があって離れが隣にあるんですけど、その離れが木津川市や精華町にあるのかなと。そして、今、SNSで家庭が築かれていくと。だから、法人税でしたら分割法人税があるんですが、住民でも国は分割住民税を考える時代に来ているん違うかなと。税金そのものが親だけが住んでるとこ

を子供に分断さすというのはいかななものか。この辺のところにこれが大きく変わってくるだろうと思います。

それともう一つは、今、言うように、京都府段階では既に新山城地域で計画に入れています。1町が考えるんじゃないしに連携で。だから、農業も、これからもいろんなところで連携で考えていかなきゃならんと、こういうことになってきますと、地域づくりというのが地方自治も大きく変わってくるのかなと。

だから、私は、人口の危機感がありますが、しかし、現実、それにとめたいんですけども、とまらなかったからもうあかんじゃないしに、それに対応し得るような国の制度と京都府の施策がうまくかみ合ってやっていくというのは私は大事だと思います。当面、和束町の走りとして農業の援農対策、これは農協ともこれからも一緒にやっていきたいというのがあるんですけども、これが先行して援農に取り組める。そして、いろいろこれからやっていきます。

それともう一つ、和束町の場合、大きく違うのは、トンネルができ上がるとやっぱり見据えたまちづくりというのは非常にこれから城陽のまちづくりとか、宇治田原とか井手町の境の工業団地とか、また木津川市のようなところの地域づくりとかみ合って地域づくりができてるんじゃないかな。そういう時代に合うようなまちづくりをしていくことが大事だと思っています。そのことによってきっとここは住みよいまちづくりになると。そこで、やっぱり朝も出ておりましたように、生きがいということを考えますと、農業と福祉と一緒にになると。農福というのは、和束町のこれからの大事な施策になってくるのかなと、このように思っているところであります。

私の考えは、結論からいいますと、国も府も変わっていかなきゃなりませんし、和束町も当然、時代を見据えたまちづくりをきちっと据えてやっていかなきゃならんと、これに尽きると思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

9 番、小西委員。

○ 9 番（小西 啓君）

これ以上、人口減にならないようにただ祈るといったら悪いんですけど、そういうような気持ちでやっていかないとだめだと思っています。

次に、馬場課長、委員会でも言ってることですが、この議場の中でも言っておかないとだめだから言っておきますけれど、水道料金の値上げ、レールは敷かれてい
るから、もうありきのような午前中の答弁でしたけれど、滞納の関係をちゃんとやっ
ていかないと、私は6月のときにこまたここにいて、この議場の中で質問できる資格
があるかないかわからないから言うんですけど、ここにいる大半の方が出てきてい
ろんなことを言っているんで、それができてなくて、私、立つような議員だったら失
格だと思いますからね、それで確認のためにもう一度質問します。

1 年前ぐらいから水道料金 25 % 上げると。上げるんなら上げるで、やはり滞納の
ことをやっていかないと、前へ進めていかないと、議員はここに持ち上がってきて、
起立をお願いしますと言っても、多分できないと私はこの前のときにも言いました。
そして、委員会のときでもやってますかって言いました。今、現年度分は九十六、七
ですか、集まったと。それでもまだ 3 % から 4 % は集まらない。過年度はどうですか。
過年度はちゃんと先頭になって課長やってますか。そして、どのような割り振り
やってますかっていうことは委員会でも聞いております。そしてまた、副町長からも
葉っぱかかっているはずだから、やはりその数字は顕著にあらわれていますか、どうで
すか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

確かに、滞納についてはなかなか厳しい中にあるのが現状でございます。ただ、現

年につきましては、昨日の状況で12月末98の方が対象になっておりましたが、49まで縮めております。その方々がほぼ過年の滞納を持っておられるということでもありますので、現年をまず消していただきながら、過年のほうで残りをいただくというような形で、今、進めております。

去年の97%を上回れるかどうかというのは、今のところ細かい数字は計算しておりませんけれども、できる限り100に近い数字でまず現年を終わらすことに努力したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

そしてまた、委員会の中での話をここでさせていただきますけれど、ある家庭の4人家族で使用料が1万3,000円か4,000円あって、それも滞納になってくると。どういう水の使い方されているのかなという、そういうような話が出ましたね。それで、1万4,000円、5,000円といったらすごい数字だと思うんですよ。私、1人の生活してますから、それでも毎日風呂へ入り、割と洗濯が好きなんです。洗濯が好きということは機械がやってくれますから、それで洗濯もよくしますし、そして花も姉から預かってますから水かけます。それでもやっててもそんなにびっくりするようなメーターが上がってきませんから。それでも1,620円使おうと思ったら相当使わなめですよ。だから、どうなのかな。

水を使ったらガスも要りますよね。電気ばかりでした電気代もそうですよね。ということなのか。そういうことは相談に乗ったりとか、そういうことをされるんですか。何もしないでそのままお金使ってるから払ってくださいですか。どんな感覚になるんですか。5人と5人に分かれてますが、5人の方にもそのことを言っておいていただかないと、その点、教えていただけますか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

実は昨日の話でございますけども、昨日も1万5,000円ほど毎月使われている方がおられまして、5時前にご主人のほうから電話が入るといような状況でございます。

確かに、どこで使っておられるのかと言われると難しいんですけども、洗濯をしているとか、子供さんがしょっちゅうシャワーを浴びてるとかいう、いろんなことは向こうのほうと言われるんですけども、計画的に使っておられて、多い方についてはなぜ多いのか、もう一回水道の中身を見てくれというような指導はさせてもらいながら、滞納になっている部分についてはできるだけ自宅に伺いながら幾ばくかのお金を必ず集金してくるような形で、今、取り組んでおりますので、できる限り水道の指導も含めて入らせてもらおうと思っておりますので、プライバシーのこともかかりますけども、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

私、前、一般質問で滞納の関係のことだけでさせていただきました。でも、滞納されていることには滞納されてるだけの理由があるんですよね。だから、払えなかったら払えないで、なぜ払えないかということは相談を受けて、そして、それに対してこうしたら滞納の関係は楽になりますよ。こうして相談を受けてくださいとか、それは言っていたら私はいいと思うんですよ。ない方、払えないんですか、本当に困っておられるんですか。困っておられる方から無理に「払え」「払え」なんて、そんなことできないですから。昔の時代もんの寝てる布団まで持っていこうかって、そんなあほなことはありっこないですから、今の時代は。だから、必ずそういう相談に乗

り、そして払っていただくということを努力していただかないと、今のままだったら数字は本当に上がってないと思うんです。

課長、自分から先頭に立ってやらないと、起立される議員は絶対ないと思うんです。だから、和東町の水道の計画は全部狂ってしまうでしょう。そして、何やかんや言ってる間に、20年、25年ぐらいたったら、また水道管敷き直さなあかん。古いのはあきません、漏れてますねていんいろんな修理していかないとだめでしょう。そしたら、たちごっこになってしまう。やはりどこかできれいにして、そしてやっていかないと、値上げなんていうのは絶対できない話だと思うんです。だから、課長、きょうここで言ったから、もう一度また集めて会議やって、こういう計画でこうしてやっていこうと。そのとき副町長も呼んで、こういう会議しますから、副町長、きょうは出席してくださいと。そして、このことを一回やってみますわということで、課長、どうですか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

年度末も控えておりますので、精算も含めて鋭意努力させていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

そしたら、今の言葉を聞きまして、どういうふうなときにまた聞かせていただいたらいいかわからないですけども、私、ここへ来て聞けるだけの自信がないんですよ。だから、誰かに聞いていただきますから、ですから、課長、またその席に座ってたら、質問があったらちゃんと答えてくださいよ。そやなかった、今3月ですから、3月、4月、5月、6月、3カ月でちょっとは数字が出るはずですから、今ここできょうの

数字のこんだけ、現年度分こんだけ、過年度分こんだけという数字は聞きませんから、あえて聞かずに、これだけの数字を出しました。時系列に書いて、課長は何月何日何曜日何時何十分どこに行った、どこでどのようにしたって、時系列で書いておかな、もしここに来れたら、私、6月に聞かせていただきますから。

これで終わります。

○委員長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後2時45分まで休憩といたします。

休憩（午後2時28分～午後2時45分）

○委員長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

それでは、71ページをお願いします。

放課後児童対策費の関係で、いわゆる延長については先ほどお話しいたしましたけれども、職員体制についてなんですけども、一応、次年度におきましても、嘱託2人体制で見ていただくということでは予算を組んでいただいているとは思いますが、委員会でも少し指摘いたしましたけども、この1年間、体制としては2人なんですけど、欠員がずっと続いておりまして、実質1人体制だったということなんです。そこを繰り返すということは、保育の質を維持する上でも大変大きな問題だと思うんですが、次年度についての見通しはいかがでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

さきの委員会のほうでもちょっと触れたかと思うんですけども、確かに、現在、嘱

託の職員につきましては1名の状態で、今、1名募集しているところでございます。

3月のれんけいのほうにも募集のチラシを入れさせていただきまして、募集して、また待っているだけではということで、関係各所方々、うちの職員を含めた中での知り合い等有資格者のほうを当たっておるわけなんですけども、今のところ人的に見つかっていない状態で、見通しといたしましては、また4月につきましては、今のところ1名体制になってしまおかと思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

もちろんこれは来ていただく相手というのがあるわけなので、募集をする以上は応募がないと実際に体制に入っていただけないということはわかるんですけども、ただ、だからといって、じゃあ、ずっと人いませんからということで放置するわけにはいかないというふうに思うんですね。もちろん今、募集していただいている方が来られてそこにちゃんと入っていただければ、それはそれでいいと思うんですけども、もし、まだ今後もそういう見込みがないということが続くようですと、やはり一定の違った形で2人体制というのを確保していく必要があるんじゃないかと思うんですよね。

その場合、例えば、一つは前にも言いましたけども、やはり正規の職員をちゃんと配置するということ。最低でもですね、これは町長にお聞きしたいんですけども、今現段階で、例えば、役場の中でも保育士の資格を持っておられる職員の方もおられると思いますし、そういった意味で、やはり人事としてね、例えば、借りに嘱託の方を確保するまでということも含めて空白をつくらないということも必要だと思うんですけども、その辺、町長、いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

職員体制については、最低必要なところでみんな頑張ってくれているわけでありまして。そして、なおかつ足りないところは、今ありますように、嘱託とか、そういう方でお世話になっております。基本的には、そういう中、今、言われるように、本当言うたらプロパーと嘱託とやっているんですけども、ないからプロパーというたら、その足りないところを嘱託で補わなきゃならんというような形になりますので、その辺のところの実態はどれがいいのかいうところの判断に立って考えていかなきゃならん問題だというように思っております。そういうことをご理解をひとつよろしくします。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

いずれにしましても、せっかく複数体制で体制としては持っていたいているものが、この1年は実質1人だったということを踏まえていただいてね、そうなりますと、やはり保育内容もどうしても限られたものになってきますので、これをずっとまた1年とか半年とか続けるわけにはいかないということで、緊急も含めてそういう措置をぜひとっていただきたいと思うんです。

それで、あとはいわゆる募集されている嘱託の児童支援員といいますか、指導員の方の処遇という点なんですけどね、和束町の嘱託職員の取り扱い規則によりますと、児童等指導員と主任指導員というのがありまして、多分、この点については主任指導員になるとは思うんですけども、週38時間45分でいいますと17万8,700円なんですけども、週31時間の場合は14万2,960円ということになっております。これが木津川市の場合ですね、非常勤嘱託職員の任用ということで、多分、これは同じ身分になると思いますけども、学童指導員という点では20万5,900円の報酬額になっているんですね。やはりそういった意味も含めて、現在の処遇ですね、

それを例えば受けていただいても生活していけないとかね、受けてもそれではなかなか生活できないからということで避けられる面もありますし、やはり処遇面での引き上げということも必要じゃないかとは思っているんですけども、その辺、担当課長としてはどうですか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、和束町につきましては、地元の方がいらっしゃったら一番いいと思うんですが、地元の方でなかなか見つからない場合、町外の方ということも考える中でいきますと、処遇改善のほうというのもあろうかと思うんですけども、現行、町の規則の中で動いておりますので、うちとしては今の募集を出させていただいています賃金体系の中で雇用せざるを得ないというところで募集させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

そこは町長の判断もあると思うんですけども、やはりそういった処遇面での改善も含めて応募いただけやすい、そういった処遇改善のほうもぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それと、学童保育につきましては、やはりこれも長年ずっと据え置かれてはいますが、いわゆる利用料の問題ですね。今回も特に変化がないわけですけども、いろいろとさまざまな面で子育て支援について改善いただいていること自身は大きく評価できるものなんですけども、この部分については長年にわたって動いていないという状

況があります。その辺、今回も据え置きということになりましたけども、そういった検討等はされなかったかどうかも含めて説明いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

利用料につきましてははですね、今回に限らず毎年検討しておるところでございます。次年度31年度につきましては、午前中にも答弁させていただきましたけども、時間の延長の関係がありまして、それを踏まえた中で現行の据え置きの料金というような考えをしておるところでございます。

ただ、おっしゃるとおり、一旦1万円から7,000円に料金を下げさせていただいた後、ずっと据え置いたままで近隣町村等を見ていった中で、金額のほうの検討の時期には来ているのかなというふうには考えております。

ただ、今回、時間の延長ということもございましたので、今後またさらにそこら辺のところを研究させていただきながら、また町長並びに関係保護者と関係者と相談させていただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

そこは本当に大変長く据え置かれたままですので、ぜひ早急に検討いただきたいというふうに思います。

次、66ページの在宅介護支援センターの関係なんですけども、実はですね、今の総合保健福祉施設整備検討委員会の資料の中で、現施設のいわゆる現状分析のほうをいただいております。その中で在宅介護支援センターというのは課題としてこういう記述がございます。

過去の相談ケースがそのままとなっており追跡調査ができていないとか、居宅介護支援事業所の兼務があり、積極的な働きかけや継続的な支援はできていないとか、介護用品が展示されているが、商品が古くて参考にならないとかということが述べられております。

また、居宅介護支援事業所を兼務されている部分についても、スタッフが1人であるため、新規ケースが重なると担当を受けにくいということで、在宅介護支援センターとの兼務であり、標準件数を担当することは困難だということが分析されております。

こういう分析をされているにもかかわらずですね、多分これは現状の体制でいわれているというふうに思うんですね、次年度についても。もちろん保健福祉総合施設をつくっていくということが将来ありますから、そのときにはということがあるかもしれませんが、ただ、やはりこれは現状として放置できない状態だと思うんですね。ですから、やはり最低でも複数体制にしていくということが当面すぐにでも必要だと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

この在宅介護支援センターにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託している事業でございます。そちらのほうで職員採用等検討していただいたらいいのかなというふうに思っておりますが、さすがにケアマネジャー等の採用となってきますとなかなか人材がいらないというところで、近隣民間の事業所さんに聞いてましても有資格者というのが見当たらない。また、職員の育成につきましても、現場での実務経験並びに数年にわたる学習等が必要になるというのも聞いておりますので、職員の育成にも着手できないような状況があるというのは聞いておりますが、おっしゃられるとおり、

現行の体制では業務のほうも進んでいかないと思いますので、また社会福祉協議会と協議しながら何とか複数体制がとれるような形に検討していきたいとは思っております。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

この 1 人体制というのはかなり長く続いているというふうに思うんですね。かつては制度的に違ったかもしれませんが、3 人おられたんですね、この在宅介護支援センターには。それが途中から 1 人やめられて、また 1 人やめられて、結局 1 人体制ということで今に来ております。やはり 1 人というのはどんな職場でも代替がきかないということで、大変厳しい状況に置かれていますので、最低限複数体制というのは必要だと思いますので、そこは早急に対応いただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、58 ページにかかわるかもしれませんが、これもこの中にあるんですが、ホームヘルプステーションの、これは社協といえば社協なんですけどね、その中にこういうのがあります。

登録ヘルパーを募集しても、ここ数年は応募がなく、ヘルパーの減少によって利用数も減少しているという、そういった分析がされているんですけども、やはり先ほど言いましたヘルパーさんも含めた養成をどうしていくのか、単に自然に任せて公募したら来てくれるとかじゃなくて、意識的にそういう人を養成していくということが必要になってきていると思うんですね。そういった意味での養成する仕組みというのが、こういった分析も受けて必要になっていると思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

ヘルパーの関係につきましては、何年前か定かでないんですけども、数年前に和束町のほうでも養成の講習会のほうは開かせていただきまして、現況勤務していただいている方の何人かはそのときに資格のほうをとっていただいた方だと思います。

近隣でいいますと、30年度に南山城村が雇用促進協議会の関係だったと思うんですけど、それで養成講座のほうを開かれたと聞いております。数名枠があるので、和束町さんもうございますかということで、うちの社会福祉協議会を通じましてお声かけのほうをしていただきましたが、手を挙げていただける方がいらっしゃいませんでした。

この講習会なんですけども、開催しようとする講師等と呼んでこなればいけない。開催経費につきましては相当な費用がかかるということで、和束町単独では困難であろうということで、相楽の担当課長会議の席、また京都府全体でも担当課長会議がありましたので、その席でこの話を私のほうからさせていただきまして、京都府もしくは相楽の圏域で開いていただけないかというようなお話のほうはこの30年度の中で何回かさせていただきました。

多分させていただけるんだったら、相楽の圏域もしくは京都南部の中で開催していただけてもらえる中でうちのほうも参加させていただくということになってこようかと思っています。ただ、まだ計画が実際には上がってきているものではございませんので、単独では難しいので、京都府また相楽管内の市町村と共同しながら開催していったって、職員を養成できるような形を何とか構築していきたいなとは思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

ヘルパーにしてもです、先ほどのケアマネジャーにしても、待っていても来てくれないという状況もありますし、この前の一般質問でもさせてもらいましたけどね、意

識的にそういう人を養成していくという取り決めがないと、特にこの間の経過を見れば学童保育の指導員だって来ないわけですからね、ですから、そういった意味ではもう少し本腰を入れて人材養成・育成に取り組んでいただきたいと、これは強く要望しておきたいと思います。

次に、62ページなんですけども、人権啓発費にかかわって、久しぶりでありますけども、山城人権ネットワークの推進協議会等の団体補助金についてお聞きしておきたいと思うんですね。

改めてこの間、資料請求させていただいて、最近どのようになっているのかということで、3年分ぐらい見させていただきました。正直言いまして、何も変わっていないというふうに思われます。

それでですね、課長にお聞きしておきたいと思いますが、特に山城人権ネットワークの補助金として毎年24万8,000円出しておりますけども、これが一体何に使われているのかということなんですけども、例えば、研修活動促進事業というのをネットワークでされております。その交付一覧というのが資料としてつけられているんですけども、それを見ますと、例えば、2015年は19事業中14事業が部落解放同盟山城地協、2016年も15事業中12事業が地協、2017年も16事業中13事業が地協ということで、ほとんど地協なんですね。お金的にも8割以上、多いときは9割方、地協が占めているという実態がございます。これはある意味ですね、事実上の地協への補助金のトンネル団体になっていると。研修というものの名のもとに、結局は毎年何百万円というお金が地協に流れるようになっているというふうに言われて仕方がない状況にあるんじゃないかと思うんですけども、その辺いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

現在、山城人権ネットワーク協議会では39団体により構成をされております。確かに、実績といたしましては、山城地協への交付金が多いのはおっしゃるとおりでございます。

ただ、人権問題の解決に向けた活動を積極的に実施されておる団体でございまして、助成金の交付の対象としては問題ないというふうに考えております。

しかしながら、山城人権ネットワーク協議会に所属されておるほかの会員の方につきましても、人権問題の解決に向けた研修活動を実施することが重要であると考えております。今後につきましては、会員の情報紙を初めまして、あらゆる機会を通じて各会員に広く制度活用を奨励する場の有効かつ効果的な制度運営が大切であると考えます。

また、交付金につきましては、ネットワークに参加される団体が人権啓発や人権研修など活動に対して交付するものでありまして、活動費の一部を行政目的に合致した公共性のある事業に対して限定をして交付しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

実際ですね、三十何団体あると言われますけどね、この交付を受けているというのは地協以外では2団体しかないんですね。基本的に、以前、いわゆる山連のときは、そのときは本当に地協だけにしか出してなかったんです。今回はほかも含めてなってますけどね、でも、結局、事実上そうなっているというのが実態だというふうに思うんですね。ですから、こういうことを漫然と続けていっていいのかということなんです。

もう一つ言いますとね、この中に人権情報紙発行事業であるんですね、この決算報告を見ますと、事業収入として239万8,800円というのが入ってます。実

際に情報紙をつくるお金として235万719円というのが2017年度の決算で支出されています。結局この239万8,800円というのが一体何なのかというのを事務局に聞いてみましたら、各市町村が買ってるということなんですね。買われてると。それで、折り込んで世帯に配っているということですね。要は、自分でつくったものを自分で買ってやっていると。自作自演といったら変ですけどもね。

その一方で、一般会計のほうの状況はどうかと見たら、123万7,000円余っているんです。一般会計でこっだけ余ってるのに、また別にお金払って自分でつくった広報紙を自分で買ってですよ、それで広報と一緒に配っていると、こういう図式なんですね。これって本当に変じゃないですか、町長、幹事もされてたみたいですけどね。こういうことを漫然と許してですね、貴重な公費をこういうところに流し込んでいるということじゃないんですか、町長。

よく町長は、おつき合いでやっているとされますよね。しゃあないと。これは団体なんだから、だから解散するとか、脱退するとかいったっておつき合いがあるから。こんなおつき合いにこんなお金かけてね、高いつき合いですね。ですから、こんなことをいつまで続けられるんですか、町長、構成団体として。こんな漫然としたお金使っている団体てほかにありませんよ。こんなことをいつまで続けられるんですか。

これはいつまでネットワークなんていう協議会は存続するんですか。どういうつもりで入っておられるんですか。こんなことを、もし、これと東町の会計だったらとんでもない話になりますよ。こんなことを他団体だったら許しているということでしょう、町長は幹事として。ですから、これはやめていただいたらどうですか。無駄遣いですよ、これは。

先ほど小西委員もるる言われておりましたけどね、無駄の一つです、これは。ですから、こんなことはもったいないですから、これだけあればもっと違うことができます。ですので、もうそろそろ幕引きされて、こういうところにお金を使わないようにしていただきたいと思いますけども、いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

その前に、短絡的におつき合いとか、そういうことの中で質問いただいているわけなんですが、私はいつもこの場所で言うておりますが、やっぱり何が大事か、何が必要か、そして単独で町村でやるよりも全体で取り組んでいこうかという前提に立っております。

今はやっぱり人権の問題はどの市町村にとっても大事に位置づけております。むしろ今のほうがそれぞれ重要視されてきている背景があります。そういう中で、1町で取り組むよりも山城関係の市町村が一緒に取り組みましようねという、この観点からやっているわけですので、1町だけがと、こういうことではないので、その辺は関係市町村で取り組んでいるということをまずお答えをさせていただきたいと思います。そして、今日的な大きな課題であります人権、この協議会を設立して、その問題に取り組んでおる。

今、申されましたように、まず一つ、ここでお尋ねの前にですね、1団体しかない、2団体しかない、ということですが、それはやっぱり募集をして、そして、一生懸命取り組んでおられる方をその協議会で決定されてきている結果でありますので、それはその都度その都度必要ということを経験して結論を出した結果でありますから、結果を見てどうのこうのということはいかななものかと、私はそう思います。

それと、もう一つは、この人権ネットワークというのは、広報紙といいますか、これも1町でつくるよりも全体でつくってみましようねと、こういう背景から生まれております。今までは人口割とか、いろんな負担金で出しておったんですが、こういう小さな人口の少ない市町村にとっては非常に負担であったわけなんです。むしろ大都市だったら別ですけども、小さな市町村もやはりそれなりの形で負担できるような形は

何かという中で協議をされた結果、必要なものだけの負担。負担というよりも、その都度、必要に応じてそれを支払うという方法をとってやられているわけであります。だから、大きな何万都市というのは、それによる負担をしていただくというのが非常に大事だと思っておりますので、これは人口割というよりも必要数だけによってやっていこうという処理の仕方ですので、何もこれがまずいとかいう問題ではなく、一つの処理の負担のあり方の問題で、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○5 番（岡田泰正君）

それでは、再度質問させていただきます。

ページ数 44 ページの路線バスについて質問させていただきたいと思っております。

和束町だけにとどまらずですね、弱小というんですか、小さな自治体にとっては、路線バスの運行状況については非常に苦心をしているところであります。本年から保育園の送迎バスもなくなるというふうなことも耳にいたしております。これは園児がなくなられて、乗車される方がなくなったということでそのように決断されたんだろうと思っておるわけなんですけども、今回、補助金額を見させていただきますと、いつも前年度より伸びておったものが横ばいないし縮小になってきている。これは路線バスの負担金としてピークなのか、最高限度になっているのか、これからこの金額がどのように推移するのか、横ばいなのか、また上がっていくのか、それについて今後の見通しはどのようにされておられるのか。満足するのか、あるいは途中でピストン運行にするのか、また、スマートシティみたいな形の中でタクシー運転をしていくのかと、そういう見通しについてお伺いしたいと思っておりますので、ご答弁をお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

路線バス運行維持補助金ということで、平成31年度も3,500万円予算化させていただいております。

実際、奈良交通のほうからヒアリングを受けまして内容を聞いてますと、やはり乗車密度、これについては国の基準が5.0なんですけども、和束町の平成30年度の実態でございますが、2.6人ということでございます。実際、1日当たり13往復運行しているんですが、そのうち6便。13往復のうち6往復だけ補助対象になっていると。それ以外の7往復分については、全て和束町が負担しているという状況でございます。

実際、奈良交通の経費のほうも確認いたしますと、奈良交通の費用としては人件費については下がっていると。しかしながら、昨年度、基準年度が29年1月1日から平成30年9月末ということでございます。燃料費の上昇が大きく、なかなか経費として落とせなかったということで聞いているところでございます。

なお、和束町の走っております和束木津線でございますが、一般の住民の方の利用は減ってきているという報告を受けています。しかしながら、土曜日・日曜日の外国の方等のインバウンド観光、これについては顕著にふえてきているのを実感しているということで、やはり土日の休日のバスの利用を促進していくことによって、赤字額をできるだけとめたいという思いであります。

しかしながら、和束町全体、人口が減ってきております。特に利用の中心となっております小中学生ですね、この子供たちの人数も相当減ってきておりますので、収入としてはこれ以上見込めることは難しいのかなという思いであります。ですから、住民の方には迷惑かけるかもわかりませんが、近い将来、減便等も検討していかないといけないのかな。

あわせまして、町長からも昨日もお話しされたように、やはり原山から湯船の小杉までのバスをどうするかということなんです。今は和東木津線ということで1本の路線として補助をいただいているんですけども、これを切り離してしまいますと、今の国の制度では国庫補助対象にならないということを聞いておりますので、現課としては大変苦慮しているところでございます。

これを国土交通省のほうに投げかけまして、やはり和東のバスについては国庫補助も2路線あるんだよという話を町長のほうから強く言ってもらっているところでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

今の答弁をいただきますと、非常に苦労されていると。何とか和東町の路線バスを維持しようという努力が伺えると思うわけなんですけども、しかしながら、答弁いただきましたように、赤字になっている区間、あるいはそこそこそれでペイできる区間、やはりあると思うんですね。だから、その辺はトカゲのしっぽじゃないんですけど、切り落とし、その区間についてはそれ相応の措置をする。それもまた赤字になると思うんですけど、措置をして、黒字になるとこは黒字になるとこで優先的にバス路線を運行していくと。そういういろんな手当を考えていかなければ、いつまでも過疎債という形に立って、無形のものに対して消費するということは一概に悪いとは言えませんが、いかななものかと私も苦慮しておりますので、その辺について、期限は切らなくても、どのような判断をいつごろまでにされるのか、見通しがあればその点についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほども言いましたように、やはり路線として利用が多いのは、加茂から和東小学校の間の利用については住民の方の利用が多いという状況でございます。先ほど言いましたように、それを別の路線で町営バスとして運行した場合、今現在の法律では何の補助制度もないのが現状でございます。

もともと加茂駅から湯船の小杉まで走る分は1本という形で見なされますので、これが別路線になれば新たな補助対象も模索できるんですけども、小さな町営バスに置きかえたら、全て単費で和東町が賄わないといけないという課題がありますので、何とか国庫補助の制度ですね、また京都府の補助制度を変更していただくように強く要望させていただきながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

はい、わかりました。

これから町長の手腕によって延命いうたらおかしいんですけども、なるべく早期に私は適切なところで判断をせざるを得ないのかなと思っております。

ただ、今おっしゃっておられた事情はわかるんですけども、ただ年々延命していくということについては、やはり住民の方からの大切な税金をたれ流しをするというふうな面でとらえたときには、非常に答弁に苦しくなってくるんじゃないかと危惧しますので、その点、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

それから、次にですね、ガラスハウスの件についてお伺いしたいと思っております。

地方債においては3,370万円計上されておまして、そして、86ページのほうでは2,800万円。これはガラスハウスの移転改修舗装改良工事という名目で説

明をされておるわけですが、今のガラスハウスについては、以前いろいろと交錯されておりましたけれども、今はほとんど利用されておられないというようなことで、今度は道の横のほうに、反対側のほうに移転をされるというふうに聞いておりますが、それについて中をどのように改修し、あるいは物自体を変更されるのか、改修方法についてどのようなイメージを抱いておられるのか、その辺のところを答弁いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

とりあえず、今、おっしゃいましたように、茶工場のほうに置いてあるものを府道側のほうに移転させていただきまして、駐車場に進入しやすいようにということで、間口を広くするというような形でございます。

ガラスハウスの中につきましては、グリーンティ和東の和東町カフェにつきましては、お茶を販売していく、お茶をPRしていくという目的を持っておりますので、ガラスハウスのほうにつきましては、農作物ですね、和東町活性化センターなり和東町雇用促進協議会が鉄ミネラルとかいった形の中での野菜をつくっております。この前もあったんですけど、和東町内につきましては茶が主幹産業でございまして、野菜の部分で農家の方がつくっていただいてないところもございます。

また、教育観光ということで、子供さんをお預かりして農家のほうで料理とかしていただくんですけど、そういったときに具材というんでしょうか、野菜も不足するところがございますので、一般的に販売する、また物々交換じゃないですけど、野菜が集まってきた中で不足している野菜を利用していただけるような形の部分のブース、それから観光に来ていただける方ですね、そういった形にも和東町のブランド的な鉄ミネラル野菜というところの特徴を持たせたような野菜を販売していきたいな

というような形で、そういった販売的なブースというんでしょうか、野菜の販売と、それからちょっと休憩するような形ということで考えております。

現在の建物につきましてはガラスでございますので、ガラスは取っ払いましてかかっていかなあかんのかなという部分と、それから屋根のところもガラスでございますので30年ぐらいはたっておりますので、そのあたりも手を加えながら農作物を売るような形と、あと半分ぐらいにつきましては、倉庫というんでしょうかね、そういうような使い方ということで、設計はこれからでございますけども考え方としてはそういったことで考えております。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

多少イメージが沸いてきたんですけど、ガラスハウスの移転改修になっていましたのでね、ガラスハウスをどのように使うのかというのは非常に興味があったわけです。

中に入って仕事するわけにもいかず、野菜を入れて、それを見てもらうだけのことで、ものは足らんしね、今、お話を聞くと、全部取っ払って、一つの形を変えていくという、それやったらこういった予算の中であり得るのかなと思ったりするんですけども、その話の中で店舗ということを基準に置いておられるんですけども、隣にはお茶とか、そういう店舗がとられて、やはりアレンジ的にバランスが成り立たないのかなと思ったりするんですけども、もうちょっと工夫していただくようなことは考えられないですかね。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

和東茶カフェにつきましては、先ほども言いましたように、お茶を考えております。

今、移転していただいておりますけど、それまでの使い方としては、お金を入れるような入れ物を置いておいて野菜が置いてあると。それで、無人みたい形でございます。

やはり和東茶カフェにつきましてはお茶主体という形を考えておりまして、手前につきましては茶源郷マーケットという形で野菜を売ってるもの、また朝市も駐車場でやっております。ということで、あくまでも和東茶カフェはお茶専門で、今までみたいに野菜をそのあたりに置いておくのではなくてということで、一定、線を引きまして、施設ごとに機能ですか、そういったところを区別したいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○5 番（岡田泰正君）

それはそれとして、要は、見ばえのある、来たらあそこにあつたなという印象を来られた方に持ってもらえるような運営・経営をしていただきたいなと、このように思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後にもう一つだけお願いしたいと思うんですけども、18 ページともう1カ所に風疹ワクチンに対して助成というもので上げていただいております。これについては流行はおさまっているんですけども、去年につきましては非常に大阪近辺では大きな問題になりまして、何とかしなきゃいけないということで、大阪はいろんな補助金を緊急的に予算編成をされて対応をされたというふうに聞いておりますが、和東町においては、風疹の罹患された方とか、そういった方はおられたんでしょうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

風疹にかかれた方については全然報告は受けておらないのが現状でございます。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○5 番（岡田泰正君）

風疹については、前もってワクチンで十分予防ができるということが立証されているわけなんですけれども、ある期間、現在、年齢的には30代～50代関係の方ですか、この期間が風疹の予防接種を受けてなくて、男性の方の罹患が非常に多かったというようなデータがございます。現在は風疹ワクチンの接種については何歳ぐらいからされているのか、その点についてお伺いしたいと思っております。

それから、もう1点、ワクチンを以前に受けてですね、現在その方が抗体菌を持っておられるかということの検査を受けたいとおっしゃったときに、やはり検査料というものが結構高額な費用がかかると思うんですけれども、これについての町独自といいますか、町からの補助対象というものがあるのかなのか、それについての考え方、なければそれについての考え方、あればどれぐらいの補助になっているのか、その点についてご答弁ください。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

風疹につきましては、定期接種ということで予防接種のほうをさせていただいておるんですけれども、私ども、今、手元の資料を探したんですけど、就学前からなのか、はっきりと今ここでお答えすることができないんですけども、補助事業につきましては、今現在、抗体の低い女性につきましては、3分の1の助成をさせてもらっているというのが現在の制度でございます。

新年度につきましては、質問の中にもありましたように、関東からずっと大阪のほ

うまで流行が来てまして、今、おさまっておりますけども、新年度からにつきましては、このワクチンにつきましては、MRという風疹・麻疹の混合ワクチンで定期接種をしていくということで、現39歳から56歳までの定期接種の従前の法律の制度の中での枠の外におられた年代の方を対象にしていくということでございます。

男性に接種するというのは、当然ながら、家族の中で妊娠の可能性のある女性の方と同居していたら、当然、男性がかかると一緒にうつってしまうということがありますので、そういうために行われる制度でございます。これにつきましては、一応、4月からやっていく予定はしておるんですけども、ただ、今のところ、まだ京都府医師会と単価等の値段調整が京都府全体についてないというところでございます。いつのタイミングでというのは難しいんですけども、ただ、京都府からの指示で、ことしの2月まで遡及した中で対応はしてほしいというふうに言われておりますので、その方向でさせていただきたいと思います。

現時点、この31年度予算にはまだその予算のほうは盛り込まれておりません。といいますのは、先ほど言いましたように、単価の値段が決まっておりますので、決まり次第、できましたら早いうちと思っておりますので、6月補正のときに予算のほうを計上させていただきまして、すぐさま運用していきたいと考えているところでございます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

先ほどの件は、結局、私の言っていることにほとんど答えておられませんでしたけど、いつまでされるんですかということに対してはほとんど何も答えてませんので、漫然とああいう異常なことをあの場で続けられるんだなというふうに大変そういうふうに受けとめてですね、やはり一日も早くやめていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それでは、私のほうから最後にといたしますか、どうしてもちゃんと確認しておきたいことがあるんですけども、先ほど町長は人権を守ることがあって大変強調されておりました。その上で、やはり個人情報をちゃんと保護していくということが大変そういう意味でも大事ですよ、町長。

先日の一般質問でも言いましたけども、それと逆行していることをしているのが自衛隊への名簿提供ということです。これは45ページにかかわることですけど、これまでいろいろと議論してまいりましたけども、いわゆる総務省がいいと言っているからいいんだとかね、国が大丈夫だと言っているからいいんだということを言われますけども、今、国が大丈夫というほど当てにならないものはありませんからね、公文書も改ざんして何の処分もされませんし、うそをついても意図的ではないということ報告するような国ですから、そういう意味では余り国のほうをうのみにされないほうがいいと思うんですけども、その上ですね、この前の答弁も踏まえて、税住民課長にお聞きしておきたいんですけども、この前の町長の答弁の中で、5年間で143人分のその当時の18歳の若者の名簿を提出したというふうに報告がありました。その情報というのは、自衛隊に渡った後、どのように扱われているのかということはもちろん把握されていると思うんですね。

これは平成26年度初めの依頼のときには、提供を受けた情報については自衛官の募集に伴う広報を実施するため以外には使用しないとか、第三者に対して知り得た情報を漏えい・販売及び譲渡しないということを制約いたしますというふうに結構詳しく言っているんですけどもね、その後は提供を受けたから安心したのかもしれないですけども、法令に基づき適正に管理いたしますしか書いてないんですよ。

それでですね、具体的に、やはりこういったものというのは、用が済んだら廃棄するというのがふつうだと思うんです。京都市でだってなぜシールにするのかといったらね、要は、張って送ったらそれで終わりだからという、そういう理屈なんですよ。あんなん別にコピーしたら済む話なんですけどね。そういう意味では、やはり残らな

いということを前提に提供していると思うんですけど、そういったことは確約できているのかどうかを確認しておきたいのと、もう1点はね、先日、町長が委員会で課長が言われた情報の利用停止申請についてはお認めになって、それを何とかできるようにしたいと言われました。具体的にそれを保障することをですね、もし提供し続けるんだったらやっていただく必要があると思うんですけども、それは個別にちゃんと情報を提供して申請書もちゃんと渡して、ちゃんとできるようにしてあげないと保障されません。当然、そういうことも含めて考えていただいていると思いますけども、町長の答弁に基づいてこの31年度、具体的にどうされるのか説明いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、提供後の紙媒体の提供、あるいは閲覧の場合もある、書き写したものその後の管理につきましては、自衛隊からの依頼にございますように、法令に基づき適正に管理いたしますということにはなっておりますけれども、実際、窓口といいますか、自衛隊の担当との対応の中で、やはり適正に処分していただくということは口頭ではありますが、確認をとっております。

それと、利用停止請求権のことですが、先日、一般質問への答弁で町長が申し上げました、申し出があればその方の情報については提供しないということについてでございますけれども、まず、利用停止請求権というのは、個人情報保護条例の何条かは失念しておりますけれども載っております。ただし、それにつきましては、自分の情報が法令に違反して利用される場合に、その請求権起こしをすることができるということでございます。

我々のほうは、法令に違反しているとはいうふうには考えておりませんので、利用

停止請求権の行使ということではなくて、一般的に、こういう場合に情報の提供する場合がある。閲覧なり紙媒体の提供に限らず提供する場合があるということで公報させていただきまして、その中で申し出があれば提供しませんということも入れた形の広報をホームページ等で考えております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

今、答弁いただいたんですけどもね、結局、口頭では処分するというふうに言っているというけども、具体的にどうするかなんてことはわからないわけでしょう。だから、そういう点では5年間143人分ずっと蓄積しているというおそれだってあるわけで、本当に無責任だと思うんですね。それと、今、利用停止請求権については法令違反だと思っていないと言われたけども、法令違反の疑いがあるということなんですよ。

これは実際、私が言っているんじゃないんですよ。弁護士の団体等が憲法上も法律上も重大な疑義があると言っているんですよ。そういうことをあなたたちは平気でやっているということですよ。

だから、そういう意味ではね、一般的な広報をして、それに反応した人だけができるんじゃないくて、個別にちゃんとわかっているわけでしょう、提供する人っていうのは。だから、そういう人たちに対してちゃんと個別に広報するということですよ。それがなかったら請求権をちゃんと行使できないじゃないですか。

京都市は、それはそれでね、それを受けてはるだけですから、そういうことを個別にちゃんと対応して。ちゃんと同じだけの対応をしてください。そうじゃないと権利を行使できませんから、中途半端な対応はしないでいただきたいと思うんですね。

もう1点ですね、いわゆる法令に基づいてやっていると。違反していると思って

ませんと言われますけどね、いわゆる根拠にされているのが自衛隊法の97条第1項ということとか、要は、施行令にあるように、「必要な報告または資料の提出を求めることができる」というふうに書いてあるだけなんですね。しかも、これは依頼ですからお願いですわ。だから、義務じゃないんですよ。そういうものについて義務のように受けとって事務をされてますけど、どこにも根拠ないわけです。

もう一つね、住民基本台帳法はどこをどう見ても閲覧しか認めてないんです。それを言いますとね、総務省がこれは別意の手続だから問題ないと言っていますということのをうのみにされてますけども、これをよく見たら、これはあなたたちのところへ来た防衛省が出してる文書ですよ。いわゆるこれは「自衛隊法等を根拠とした資料提供の協力を得ることが困難である場合、住民基本台帳法に基づく閲覧を申請」で書いてあるんです。これはどういうことでしょうか。

ということはね、住民基本台帳法に基づいてもこういうことができるていうんだったらわざわざこんなことを書かないです。住民基本台帳法に基づいても紙媒体への名簿を提供していただくということになるはずでしょう。ならないんです、これは。

「自衛隊法等の根拠としたものが困難だったら閲覧を申請します」で書いてあるんです。ということは、住民基本台帳法に基づけば、あなたたちがやっていることは法令違反だということなんですよ。閲覧しか認めてないんだから、そうでしょう。

だから、今、防衛省とか自衛隊がやっていることっていうのはね、住民基本台帳法では名簿は提供してもらえないから、自衛隊法という別の法律で拡大解釈して名簿をくださいと言ってね、住民基本台帳法では禁じているとか、できないことをやっているんですよ。それはあなたたちはうのみにしてやっているんですよ。だから、明らかな法令違反なんですよ。住民基本台帳ではどこまで行っても閲覧なんですから。わかりますね。だからね、そういう法令違反を犯してやっているという自覚がおりかということなんですよ。

どこまで行っても住民基本台帳法で名簿出せますか。自衛隊自身が言っているんで

すよ、防衛庁自身が。自衛隊法がだめだったら閲覧ですと、ここにそう書いてあるんです。ということは、住民基本台帳法では名簿は出せませんってなっているんですよ。だけど、出してるのは住民基本台帳から出しているでしょう。町長は出せないものを出しているんですよ。だから、法令違反だって言っているんですよ。だから、多くの自治体が慎重な態度をとっているんですよ。

○委員長（吉田哲也君）

岡本委員、質問は簡潔明瞭をお願いします。

○6番（岡本正意君）

先ほどの小西委員と多分同じだと思います。

小西委員と同じぐらいの質問の長さだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

ですので、ということで、町長ね、明らかな法令違反ですから、中止してください。中止しないというんだったら、住民基本台帳法に基づいてどうやったら名簿が出せるのか説明してください。説明できないんだったら中止してください。和東町が法令違反をされるのは見過ごせませんのでね、ということで、その辺、ちゃんと説明して、住民基本台帳法に基づいて名簿が出せるというんだったら、それをちゃんと説明してください。できないんだったら中止してください。

町長に答弁を求めます。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今の中で住民基本台帳、それと自衛隊法、この二つが出てきました。もう一つ基づいておりますのが、総務省の通達なり、そうしたものに基づいております。それを総称して判断して処理している。

先ほど弁護士さんが、これは違憲の可能性があるというのは、これは弁護士側の立場であって、主体者側の立場ではないわけですね。だから、繰り返しますが、私どもは自衛隊法、住民基本台帳、それと総務省の通達、そういったことを総合的に判断して処理したと、こういうことです。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、質問させていただきます。

簡潔明瞭に質問させていただきたいと思います。

98ページですが、需用費の消耗品費92万3,000円計上していただいております。これは町長の施政方針にもございましたが、その中にも備蓄食品の購入というふうに書いていただいております。これにつきましては、ほとんど進めていただきましてですね、平成26年から各区の公民館に設置をしていただいたという、こういう流れになっているかと思っております。そこで、入れかえの部分とか賞味期限が切れるからとか、そういった形のものであるのか、または新しく予定をしていただく予算なのか、初めにそれをお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

竹内委員からありましたように、災害対策用備蓄品購入事業ということで、そのうち87万3,000円を予算化、計上させていただいております。

中身につきましては、平成26年7月に購入させていただきました非常災害用備蓄用飲料水1,512本と備蓄食糧ということでアルファーマイ1,500食分、これについては各公民館等に置かせていただいているものです。その入れかえの費用という

ことで計上させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

8 番、竹内委員。

○8 番（竹内きみ代君）

わかりました。

少し細かい話ですが、先ほどもございましたように、去年は本当に災害が多くございました。そのたびに高齢者避難という声をかけていただきました。その高齢者避難のところで海洋センターのほうに避難をしに行こうとしたところが、ある方が行かれますと、座布団もない、椅子もないといった中で、ここでは避難をしているのも大変やということでお帰りになったという話を最近聞かせていただく機会がありました。

せっかく避難場所に行こうとしながら、そういう設備が整っていないということで、役員さんも急遽、自分とこの座布団を持ってこようとか、そういう話になったらしく、行政の方はそれをお断りになったということで、非常に避難場所に対しての受け入れ体制ですね、それがうまくいってないんじゃないかという、そういうお声をいただきまして、これは本当にしっかりと吸収をしていただいて、そういう体制もしていただかなくてはいけないという、これも本当に初歩の段階ではございますが、そういうお声は掌握されていませんか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

竹内委員からの質問にお答えさせていただきます。

昨年度ですね、言いましたように5回警報が出まして、それぞれの避難所を開設させていただきました。特にそれぞれの避難所につきましては、第1号動員ということで、管理職を必ず入れさせてもらって避難所の配置につけさせていただいたところで

ございます。現場のほうから、特にそういうような話を聞くのが、今、初めてございまして、ただ、本部で当然保管している寝具も含めまして、必要な部分については避難所から依頼があれば総務課の職員が持っていくと。

逆に、住民の方がこういうものを使いたいということでおっしゃいましたら、当然受け入れるべき話だと思っておりますので、もし、そういうことがありましたら、次回からないように私のほうから厳しく注意をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

8 番、竹内委員。

○8 番（竹内きみ代君）

私もこの話をきのう、ある方からそのように、ぜひとも改善を願いたいということ でいただいた声でございます。

もう1点は、食糧に関しまして、先ほどペットボトル・水とアルファ米というふうにおっしゃっていただきました。これが各区で充足する分の数であるのか、その辺が非常に気になるところなんです、その方は責任感の強い方で、町でそういうことが賄っていただけない数であるならば区で対応したいというふうなことをおっしゃっておりましてね、私もそれを聞いて、それは自主防災組織という形の中でやっていただくことだと思いますよというふうには申し上げたんですが、町としての対応ですね、これで心配ありませんよと、きちっと対応させていただくだけの数はそろえておりますということはきちっと言っていたかないと、自主防災組織で立ち上げて、そこでやっていただく分にはいいとは思いますがというふうには申し上げたんですが、その辺のきちっとした対応ですね、そこを求められるんじゃないかというふうに思いましたので、その辺はどのようにされるでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和東町で備蓄という形で5年保存のできる飲料水ですね、これについては3,200本程度用意しております。人口が4,000人でございますので、8割程度しか充足できないのかなと思っております。

あと、アルファ米も含めたお米が3,300食、またパンについては1,080缶ということで備蓄をさせていただいております。

なお、やはり災害時にもし炊き出し等が必要な場合については、それぞれ農家、米をつくっておられる皆さんにお願いするかも知れませんが、一定の備蓄品については、当然、町が責任を持って用意すべきものだと考えております。

ただ、飲料水につきましては、今、言いましたように5年保存できる飲料水についてはそういう形の備蓄なんですが、もし何かありましたら、町内の事業所と京都府も含めました近隣備蓄倉庫のほうから配送していただくような手だてとなっているところでございます。

竹内委員がおっしゃったように、その区で用意してもらおうという話ではなしに、やはり区長会等で和東町のほうから、その旨、お伝えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

その辺の体制、よろしくお願いいたします。

あと、賞味期限を切った後の活用ですが、これはやはり防災訓練とか、そういったところで活用いただけるのかなというふうにも思いますが、四、五年前ですか、大々

的に訓練をされました。ああいった形を考えていらっしゃるのか、それとも各区でのそういう活用利用ですね、そういうことを考えていらっしゃるのか、そこは住民の意識高揚という形の中で使っていただけるのがいいのかなというふうには思うんですが、その辺のお考えはどうですか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

竹内委員から最初に質問ありましたように、ことしの7月で賞味期限が切れるということでございまして、もう既に担当者のほうには区長さんを通じて、食べていただくなり、それぞれの区の中の防災訓練等で活用していただきたいということで指示はさせてもらっております。

恐らく、3月の末の区長会なりでその旨、また再度、私のほうからも連絡させていただいて活用していただきたいというふうに考えております。

また、やはり災害はいつやってくるかわからない。特に、昨年6月の大阪北部地震も含めまして、訓練は必要だと考えておりますので、和束町の消防団と連携した中で、一定、計画を練っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

あわせまして、以前に提案させていただきましたが、乳児用の液体ミルク、これは日本で製造・販売が可能になりました。なので、府に申請するというふうに前は言っていたので、この辺もお忘れなく、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど町長、ついでの課題としておっしゃいましたが、やはり防災拠点になるところは予算がかかりますのでね、体育館、または海洋センターにしてもクーラーというのは必要だと思います。

それとあわせて、避難された皆さんが情報がないということもおっしゃっております。ですから、テレビとか何でも結構ですけど、テレビになるかと思いますが、今、どんな状況にあるのかということもお知らせしていくというね、環境を整えるということも非常に大事なことだと思うんです。町長、もう一度答弁願えますか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど前のお答えさせていただいたときには、定住第1次、そして2次というようにある。1次は整っておるんですが、体育館等については不備があると。これについては先ほどの答弁のように大きな課題としてね、今も言われますように取り組んでいくべき内容だと、このように答弁させていただいておりますので、この辺のところの状況を判断して、今のご質問もいただいているように、非常に大事なことであるという認識のもとに早期に検討していくと、こういうことです。

ただ、それが一時的に全部そろえられるかというのは、これを見定めながらなかなかありませんが、必要なものからそろえていくという方向で進めていきたいと、このように思います。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

国は今そちらのほうを向いていただいておりますのでね、補正予算でもそういった状況が出てくるかもわかりませんので、キャッチをしていただきたいというふうに思

います。

それから、もう1点は、今回、大きな改革ですが、消費税アップと同時に幼児教育の無償化、これが実現をされます。3歳から5歳までは全ての子供の保育料が無料になります。その中で0歳から2歳は非課税になります。

そういった中で、もう1点ですが、未婚のひとり親の方、数は少ないかも知れません。そういったところを税制改正で、ここも無料にしていこうという、こういう国の流れがございます。その辺は掌握していただいておりますでしょうか。住民課長。

○委員長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

税住民課のほうで所管しております事業で福祉医療という制度がございます、その中の一つとして、ひとり親家庭への医療費の助成制度というのがございます。もちろん所得基準がございます、ひとり親に該当される方全員が該当されているわけではないんですけれども、今現在、母子・父子、離婚も含めてですが、それについては、親の方は23名いらっしゃいます。その中で未婚となりますと、今、数字的に確かなものは持ってないんですが、たしか2人おられたように思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

未婚と言いましたが、これは結婚されてても、男性であっても女性であっても、どちらでも対応されるというふうに聞いております。同時進行にはならなくて、来年度ぐらいから進行というふうには聞いておりますが、また対応をお願いしたいと思います。

それから、今回、これだけ和束町としても給食費の無料化、子育て支援については修学旅行、また医療費の無料化、継続してやっていただくということを発表になっております。あわせてですね、移住・定住もしっかりと取り組んでいくという、そういう中で、本当に和束町の施策をどこでどうアピールするのかということは私は一つ考えていただきたいと思います。

理事者の皆様方も、もしも自分の一生をかけてこれから移住をするという立場になったら絶対ホームページを見ますよね。ホームページを見て、どこのまちに行こうかなって考えると思うんです。そのホームページに掲載されている内容で、子育てについてはこれだけ充実しているということがわかれば、教育もすばらしいとかなってくれば、そのまちに行ってみようかなという気になると思うんです。けれども、今、事業として一生懸命やっただいていらっしゃる方はわかっていらっしゃる内容でも外から見たらわからないことがたくさんあるんです。ですから、本当にホームページの充実、これはしていただかないと定住・移住にはつながらないと、そう思うんです。

福祉課長、子育てについてもたくさん制度があります。それを一つ一つアップして、そして見ていただいて、ここに来ていただきたいというような思いで書いていらっしゃるかなんです。これは福祉課だけではなくて全課にそれはお願いをしたいと思います。

それでですね、そういったことを書くのはどこの課が書いていくのか。各課が書いていくのか、それともまとめて総務課が書いていかれるのか、その辺、総務課長、答弁願いたいと思いますが、今後について、よりすばらしいホームページにしていきたい。この件についてどうでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、ホームページのそれぞれの事業なり内容の作成でございますが、それぞれの課長に責任を持っていただいて作成をさせていただいているところでございます。

しかしながら、ホームページをリニューアルしてから相当日がたっております。やはり補助金等有利なものを探してですね、もっと見やすいホームページに変更する必要があるんじゃないかということで私自身も思っております。うまく補助金があれば早急に対応させていただきたいと。

ただ、言いましたように、それぞれの課が責任を持ってホームページにアップするという体制をとっておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

8 番、竹内委員。

○8 番（竹内きみ代君）

本当に和東町のホームページを見ますと、どんな教育をされているのか、子供の教育を一番に思います。そのときに和東町ではこんな教育をしてますというのが出てきません。東部広域連合というのが出てきます。ここで教育がされているというのは誰も気がつかないという点もありますので、その辺の改善も含めて、また検討をよろしくをお願いいたします。

それで、最後にですが、予算としましては78 ページですが、相楽東部広域連合負担金、この負担金が大い額が出ておりますが、今回、委員会報告でもございました東部連合の東部塵芥、焼却がこの3月でやめるということで、民間に委託をするというふうに決められました。このことに関しまして住民にお知らせする必要はないかわかりません。今回も住民に配られたカレンダーには何もそういうことも書いておりませんし、ふつうに今までどおり行われるというふうに理解されている方もいらっしゃると思います。

中には、どうして東部連合焼却場、クリーンセンターでゴミを燃やさないんですか

というふうに言っていらっしゃった町民さんもいらっしゃいます。そういう中で、私も、本来であれば継続をして、もう少し延長という形をとられるのかなというふうな思いでおりましたが、そこはきっぱりとこれで休止という形をとられました。

まず、その中でですね、住民に対してはそんな必要はないというふうに、そんな責任はないというふうに町長は思っていらっしゃるのか、その辺ですね、これから懇談会を開いてそういう質問が出たときは説明をされるのかもわかりませんが、その辺、町長はどんなふうに思っておられるか、その１点だけ確認をしておきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

東部クリーンセンターの件でございますが、住民にとっても大きな関心事であろうというように思っております。そして、住民の皆さんからこうしたクリーンセンターにしる環境行政に対して住民の協力をいただく、こういう観点から考えますと、やっぱり知っていただくというのも大事かなと。だから、どういう方法でどうするかというのは詰めていきたいと思いますが、基本的にはお知らせして、住民にも知っていただくというのが大事だと思っております。

せっかく残していただいている中で、基本的な話はですね、ここの地元に協定を結びまして、２０年間という協定で結ばさせていただきました。そして、その２０年の期間が３月３１日で切れるわけです。切れるのがわかっておりますから、私どもは早くから地元との話し合いをさせていただきました。やはり地元は継続もやむを得ないですけれども、一呼吸を置かせてくださいねという話がありました。そういうだったら、ここまでいろいろお世話になって進めてきたわけですから、この言葉というのは大事に思っております。

基本的には、やっぱり多額の金をかけて耐用年数があるというのは、延長を進めていくという姿勢が大事でありますので、引き続き、これからもお願いをしていきたい

と、このように思っているところであります。その間は私どもが申し上げておりますように、緊急避難、こういうことであります。

これまでから緊急避難の措置というのは何回かとおったんですね。だけど、住民には知らせてませんから、わからないところへ、故障のときとかいろんな問題があったときにもやってたんですが、これが長期になる可能性があるというのが今回です。で、当然、住民の皆さんにお知らせしなきゃならんというように思っております。

それとあわせて、今回たまたまですが、長年、訴訟問題をやってまいりました。これはテールアルメの擁壁等の問題であるわけです。これがたまたまこのときに和解を成立させていただきました。この和解というのは、今までから住民も心配されておる、擁壁がいつ崩れてもおかしくないと言われている状態があります。これもあとの修復をどうしていくということの方針を決めて、やっぱり延長の中では明らかにしながらお願いをしていかなきゃならんというように思っておりますので、そういったことも含めて丁寧にこれからも進めてまいりたいと思っております。

あわせて、延長の話も丁寧にいかなきゃなりませんけども、全住民の皆さんにもそういった実態を知っていただく。そして、またご協力いただく。これは何よりも大事でありますので、今、ご質問いただいております内容にそってですね、私も大事だと思っておりますので、どういう方法をとるかは、今、答弁は明らかにできてないので、打ち合わせも連合のほうとやっていかなきゃならん問題でありますので、当然、そういったことも含めてこれから詰めていき、そして進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

8 番、竹内委員。

○8 番（竹内きみ代君）

一般論としましてね、やはり 25 億円もつとかかったかもわかりません。当初、そういった予算で立ち上げられまして、20 年間の耐用年数が来て、じゃあ、幕引きと

いうのはもったいないという思いが住民の皆さんの中には残っておるように思います。

精華町打越台にいたしましてもね、延長、延長、延長ですごい延長の中でそういうことをクリアされてこられたという、近隣のそういった例もございます。ですから、本当に住民の方にとりましてはもったいない施設ですねというふうにおっしゃるのが今の一般論であるというふうに私はお声をいただいて思っておりますので、またここは休止という形であるというふうに今もいただきましたので、本当はまた再稼働がどういった形でできるのかわかりませんが、やはりそこは住民さんの声もしっかりと受けとめていただいて取り組んでいただきたいと、これは要望しておきます。答弁は結構です。

以上で終わります。

○委員長（吉田哲也君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

私は、議案第 2 号、4 号、6 号、7 号、8 号に反対の立場から討論を行います。

まず、議案第 2 号 一般会計予算についてであります。第 1 に、今お話をしたところであります。自衛隊への若者の個人情報の提供は明らかに法律・法令に違反する行為であり、到底許されない点です。

町は、平成 26 年度から自衛隊の依頼に応じ、18 歳の若者の氏名・住所・性別・生年月日の 4 情報を本人の同意なしに紙の名簿で提供し、これまでに 143 人分を提供されております。これは本人の同意なしに原則情報を開示できないとする個人情報保護法や保護条例に明らかに違反しております。

また、町が根拠としている自衛隊法も住民基本台帳法でも、紙媒体の名簿を提供す

るなどの記述はどこにもなく、防衛省や自衛隊が都合よく解釈していることをうのみ
にしているだけで何の根拠もありません。しかも、台帳法では閲覧までしか認めてい
ないことは自衛隊も認めざるを得ず、台帳法上はできないことを自衛隊法の拡大解釈
により名簿提供を自治体に事実上、強制しているのが実態であります。

町長は総務省の通達なども持ち出されて合理化をされましたけれども、もし法律で
禁じられていることを他の法律や通達があれば幾らでもできる、そんなことがまかり
通るのであれば、まさに無法ではないのでしょうか。だからこそ多くの自治体が慎重
な対応をされているのではないのでしょうか。

それに、そういった問題意識も持たずに言われるがままに提供に応じている町は、
少なくとも住民基本台帳法に違反され、個人情報保護にも反し、若者の人権侵害をし
ている状態です。この問題は、安倍政権の改憲策動とも一体に取り組まれていること
もこの間、浮き彫りになっている中で、再び若者を軍に差し出し、また戦場に送り出
す、そういった役割を自治体が果たすことのないように、直ちに提供を中止されるこ
とを要求いたします。

第2に、政府が狙う消費税増税に反対されず、住民生活を守る姿勢も施策も大変弱
い点であります。仮に増税が実施されれば、住民生活や地域経済に大きく深刻な打撃
となることは明らかなですが、町は関心を持たれず、増税からどう住民生活を守るか
との視点も町として可能な対策をやろうとの姿勢も見られませんでした。

また、2020年度から予定されている水道料金の値上げについても、基本的に予
定どおり進めようとされていることも重大であります。増税による影響を真剣に考え、
町として可能な限りの対策を行うとともに、改めて増税中止の立場を鮮明にされるこ
とを強く求めます。

第3に、定住人口をふやすという取り組みが十分ではない点であります。

子育て支援では、ようやくとはいえ、保育園で30分の時間延長が実施となったこ
とは評価できますが、学童保育での中途半端な対応はいただけません。また、学童保

育料の引き下げやインフルエンザ予防接種への補助拡充などは十分可能にもかかわらず、今回も見送られた点は大変残念です。

国の施策による保育無償化については、それ自身は当然評価できることですが、一番保育料が高い乳児については対象が絞られるなどの問題点とともに、一番の問題は、消費税増税とセットだという点であります。これでは本来の負担軽減とはなりません。町の対応として、給食費相当額も含め無償とされた点は評価できますが、残された乳児の無償化に独自に取り組んでいただきたいと思います。

また、新たな取り組みとして、町長も必要と答弁されました高校・大学生等の奨学金給付の拡充自身も、もしくは返済支援などの検討具体化を早期に進めるべきと考えます。

定住対策で急がれる課題は住宅対策ですが、まだ、本腰が入っていないと思います。やはり一定数の独自の町営住宅の整備が今後必要になり、真剣な検討を求めたいと思います。

第4に、住民生活が最優先という点での本末転倒と思われる状況が見られる点です。

例えば、下水道への接続や住宅改修における移住者への支援との格差であり、観光客向けのカート運行で公共交通を代替しようとする発想であり、260万円をかけてカートを追加購入できても重い通学負担に苦しむ高校生への支援はおくれていることであり、または、観光客向けの案内表示はすぐにできる一方で防災用の表示や案内が後回しになっていることなど、何を優先すべきかの軸がずれ始めているのではないかなんとも言わざるを得ません。まずは住民生活の向上に優先的に取り組むことを強く求めます。

第5に、住民議論と合意に基づく観光振興になっているかという点であります。

観光振興そのものはまちづくりにとって重要な施策の一つであり、この間の取り組みの中で前進的な経験も生まれ始めてることは評価できる点です。ただ、全体としてどれだけの住民的な議論と合意に基づいた展開がされているかには大きな疑問がござ

います。それは今度提案される景観条例についても同じであります。今回の予算でも、観光に絡みまして大きな予算を伴う事業が多く盛り込まれております。湯船マウンテンバイクランド整備工事に6,625万円、ガラスハウス移設改修などに2,800万円、お茶の駅構想プロジェクトには1,540万円、新産業創出事業に1,209万円などがございますが、これまでの経過上から必要な部分もあるにいたしましても、これらを進めるのにこれまでにどれだけの住民的な議論と合意があったのかは甚だ疑問であります。

特に、お茶の駅プロジェクト関連につきましては、質疑でも言いましたけれども、まだ何も具体的な内容もなく始まってもない、今後どうなるか定かではない、一民間企業の事業に1,500万円を超える公費を投入することは、少なくとも現時点では適切とは思えません。もう少し慎重に考えるべきではないかと思います。このことも含め、一つ一つの取り組みを進める上でも、十分な住民的な議論と合意を大切にしたい姿勢で今後取り組むんでいただきたいと思います。

第6に、まちの福祉を担う人材の育成・確保への具体的方針が見えていない点です。

町は総合保健福祉施設の整備に向けて検討を始めておられますが、それを実のあるものにしていくためには、施設整備後の事業を担うスタッフを確保する必要がございます。しかし、特に専門職の確保は今でも困難な状況であり、今から計画的に進めていくことが求められ、その際、大事なものは、町みずから積極的に意図を持って養成していく取り組みではないかと考えます。予定する施設整備の時期もそう遠くないことを考えれば直ちにに取り組むべきですが、そのための具体的な方向性が今のところ見えておりません。来年度の取り組みの中で早急に方針化され、具体化されることを要望いたします。

第7に、同和行政の終結に逆行する運動団体とのあり方が何ら是正されていない点です。

特別法の終結から17年が経過しようとしておりますが、人権ネットワークや実行

委員会などの活動はまさに旧態依然のままであり、事実上の部落解放同盟への補助金トンネル団体の実態が続いております。また、公費による運動団体の内部集会への派遣を「研修」の名のもとに続けていることも不適切なままです。

特に問題なのは、研修の中で「同和保育」の推進がいまだに言われておりますが、それは既に実態のない同和地域という概念で子供たちを区別することにもつながるもので、同和行政の終結とは逆行いたします。運動団体との関係を適切なものにするためにも、残る補助金や負担金を直ちにやめていただきたいと考えます。

最後に、相楽東部広域連合での特に教育委員会の運営は適切でない点です。

広域連合の設立と連合による教育委員会の統廃合から10年が経過いたしました。この間、全国で広域連合に教育委員会の事務を丸投げするようなケースは一つも生まれず、10年後もここ相楽東部だけです。これは教育という分野を財政事情が幾ら厳しくとも安易に扱わないという最低限のモラルが働いているからです。教育委員会で行われている事業では評価すべきものも多くありますが、どれ一つとっても、連合でなくてはできないことはありません。むしろ各町村での教育問題の議論の低下、特に社会教育分野での体制の弱体化など、看過できない状況が年々進んでいるのではないかと思います。10年を機に、特に教育委員会の事務を各町村の事務に戻すことを真剣に検討されるべきだと考えます。

主に以上の点を指摘し、反対討論といたします。

次に、議案第4号 国保会計についてです。

昨年の国保運営の都道府県化から1年が経過し、2年目の予算となりますが、昨年度が「国費投入で負担軽減になる」と大宣伝したことのごまかしが早くも浮き彫りになっております。それは一般質問で町長が昨年度の府の広報内容を正面から否定されたことでも明らかであります。

町長は以前、小さな町では国保運営は無理だ。都道府県化すれば財政が安定し、そうなれば引き下げもできると答弁されておりましたが、それもその場しのぎのごまか

してあったことも明らかになりました。よって、本町の高過ぎる国保税の実態は全く変わっておりません。

一方で、その気になれば町独自に負担軽減を図ることは可能であります。今、全国知事会などの改善の提案を受け、子供の均等割の免除や軽減を独自に行う自治体が広がっております。そのために一般会計からの法定外の繰り入れも積極的に活用されております。

町長は「法定外繰り入れはなくす方向だ」などと国そのままの言い分を述べられましたけども、自治体の判断で可能であることは認めざるを得ませんでした。要は、被保険者の立場に立ち、負担軽減に努力するかどうかの違いであります。本町でも子供の均等割の免除や軽減は十分可能で可能であり、直ちに検討いただきたいと思います。

また町は、かつての後期高齢者医療制度発足時など本来税率の引き下げを行うべき時期にそれを怠り、または過大な赤字想定を行い値上げを行うなどで負担増を進めてこられました。この誤りも踏まえ、国保税の引き下げを真剣に検討されることを要望し、反対討論いたします。

次に、議案第6号 下水道会計についてであります。

下水道事業については、事業の趣旨や環境面における効果などは理解できますが、その事業の普及や推進に伴う住民負担の軽減が必要不可欠であり、一貫してその点での改善を求めています。今回も反映されておりません。

一般会計の事業の中で、移住者向けの空き家改修に対する補助制度が昨年からスタートしておりますが、住民に対しては何の支援もないという新しい意味での不公平、矛盾が生まれております。このような状況を脱却するためにも、早期に一般対策としての補助制度を創設されることを改めて要望いたしまして、反対討論いたします。

次に、議案第7号 介護保険会計についてであります。

昨年の保険料の値上げ改定を受け、6,000円を超える基準額の中、年金天引きの方はますます手取りの年金が減り、窓口払いの方はますます払いにくい状況が拡大

しています。この矛盾の根本は国や府の財政支援の貧弱さにありますが、保険者として町にもできる手だてはございます。高齢者の負担は既に限界であり、今後、保険者として責任を持って保険料引き下げや独自の減免制度の創設などに取り組むことを要望し、反対討論といたします。

最後に、議案第8号 後期高齢者医療会計についてであります。

保険料軽減措置の段階的な廃止が続く中で、高齢者の負担はますます厳しくなっております。制度開始時の低所得者への支援をなくし、危惧された果てしない保険料値上げの流れが安倍政権のもとで強まっております。ますますこの制度の矛盾が拡大をしております。

そもそもこの制度は年齢によって医療を差別する憲法違反の制度であり、直ちに廃止すべきものです。町としての独自の軽減策の検討や実施を求めるとともに、一日も早い制度の廃止を強く求め、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

平成31年度和東町一般会計当初予算について、賛成の立場から討論いたします。

平成31年度は、消費税率の引き上げや少子高齢化を初めとする喫緊の課題への解消に向けた国と一体となった施策の推進など、地方の行財政運営が大きな変換を迎える年度となっています。

そうした中、平成31年度一般会計の予算額は32億3,420万円、対前年度比4.9%の増加となっており、財政調整基金を約1億3,400万円繰り入れるなど、厳しい財政状況でありながらも将来を見据えたさまざまな施策を盛り込み、和東町第4次総合計画後期基本計画の将来像である「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和

束」の実現を目指した予算編成となっています。

まず、子育て支援施策として、保育料の無償化に合わせて保育園の給食費の無償化を実施されるとともに、保育園や児童クラブの保育時間の延長など、平成30年度から実施されている小中学校の給食費、修学旅行費の無償化などに加えて、さらなる子育て支援の拡充を図られております。

また、近年、これまで経験したことのない災害が全国的に多発しており、昨年は本町においても多くの被害が発生しました。その中で防災マップの策定や指定避難所である体験交流センター耐震化の設計事業、保育園耐震化に向けた基本計画の策定、橋梁の点検、長寿命化事業など、住民の安心・安全の確保に向けた防災力の強化を着実に進められております。

さらに、保健医療福祉の一体的な提供体制の整備を図るべく総合保健福祉施設整備基本計画の策定や鳥獣被害対策の充実、家庭菜園の防護柵等の設置に対する補助金の創設など、住民が安心して快適に暮らすことができる施策を推進されております。

一方、ワールドマスタースゲームズ開催に向けたコース整備や大会を盛り上げていくための推進事業、また、茶を軸とした観光施策のさらなる発展に加えて、グリーンティ和束を中心とした地域経済の成長を目指した事業の展開、移住・定住対策の推進など、和束ブランドを高めながら定住人口、交流人口の拡大を目指した地方創生の取り組みも加速されているところでございます。

最後に、平成31年度は「新たな総合計画」や「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」、「子ども・子育て支援事業計画」の策定などの予算も盛り込まれており、これまでのまちづくりを振り返りながら、これからの和東町が進んでいく指針を改めて考える節目の年となっております。和東町の将来像を描きながら、持続的な発展を目指したまちづくりを進めていただきますよう切にお願い申し上げまして、一般会計に対する私の賛成討論といたします。

議員各位のご賛同を賜りたく、お願いを申し上げます。

○委員長（吉田哲也君）

ほかにありませんか。

5 番、岡田委員。

○5 番（岡田泰正君）

賛成です。

私は、議案第 4 号 平成 3 1 年度和束町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は昭和 3 3 年の制度施行以来 6 0 年余り、農業などの自営の方やほかの医療保険に加入できない方々が安心して医療を受けていただくため、なくてはならない大事な制度、国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしてまいりましたが、近年、高齢化の進展や就業構造の変化等に伴い、被保険者の年齢階層が高くなるにつれて医療費の増大と保険税の減収といった状況が続き、市町村国保の財政運営は年々厳しさを増しています。このような状況の抜本的な改革のため、昨年 4 月から財政運営を都道府県が担うという広域化が始まっています。

被保険者の最大の関心事である保険税については、平成 2 8 年度決算における 1 人当たり保険税額よりも上がっており、この 2 年の比較だけ見ても上昇傾向にあると思われる、据え置くという判断を下されました。被保険者にとっては残念なことではありますが、国保財政の安定運営と被保険者負担の急増を抑止するための方策であり、それよりも医療費の適正化に向けた取り組みを進めることにより医療費の上昇を抑える取り組みが肝要であると考えます。平成 3 1 年度の当初予算は、こうした取り組みを積極的に進める予算編成となっています。

こうしたことから、今後においても地域住民が安心して医療を受け、健康増進に貢献されることを期待して、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（吉田哲也君）

ほかにありませんか。

4 番、井上委員。

○ 4 番（井上武津男君）

賛成です。

それでは、私のほうから、議案第 6 号 平成 3 1 年度和束町下水道事業特別会計予算について、賛成の立場から賛成討論を行います。

下水道整備は国民共通の社会インフラとなり、水環境の改善と生活衛生の向上に大きく貢献をしています。同様、和束町における下水道事業は、安全で快適な生活環境に改善するとともに、公共用水域の水質を保全するための重要な基盤施設であります。

さて、和束町における下水道事業は、稼働以来 2 0 年が経過しようとしています。これまで積極的な整備を進め、接続率も一定上がったものと判断します。しかしながら、整備地区全ての住宅などが下水道に接続されているわけではなく、さらなる啓発活動は必要と受けとめています。

平成 3 1 年度予算の特徴は、水質計測機器更新事業などが盛り込まれた予算となっていることは、今後は接続率の向上だけではなく、浄化センターを含む施設の維持管理・更新など、事業全体の長寿命化などを視野に入れた事業推進を求めるものです。

また、和束町では景観を生かしたまちづくり、さらには、この景観を観光産業へとつなげようと、町の地域資源活用にも取り組んでいます。環境施策に取り組む自治体として、景観に資する水環境創出を効率的かつ効果的な浄化施設管理の運営にも努めていただきたいと思います。

今回提案されました予算は、従来の維持管理事業から機器更新事業など、事業全体の長寿命化が加えられた編成となっています。下水道事業は、住民が安心し、快適な住環境整備には欠くことのできない事業であり、平成 3 1 年度和束町下水道事業特別会計は適正に編成され提案されていることから、賛成するものであります。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（吉田哲也君）

ほかにありませんか。

3 番、村山委員。

○3 番（村山一彦君）

賛成です。

議案第7号 平成31年度和束町介護保険特別会計について、賛成討論をいたします。

和束町においては、65歳以上の高齢者が平成31年3月1日現在1,771人、高齢化率は44.7%で、昨年同時期に比べ32人、高齢化率では1.7%の増となっている状況であります。

要介護認定者につきましても高齢化率と同様に、1月末ではありますが、前年度同期に比べて7人増の348人、2.1%の増となっています。

平成31年度和束町介護保険特別会計予算（保険業勘定）では介護給付費が減少していることから、前年度比2.0%減の6億70万円が計上となっていますが、平成29年度より実施の介護予防日常生活支援総合事業に約2,170万円計上され、基本チェックリストによる高齢者の心身の状態を確認し、一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業などを町内の社会福祉法人の協力をいただきながら実施する内容となっております。

また、次期第8期の計画策定の基礎調査費を盛り込んだ予算が計上されるなど、将来にわたって持続可能な介護保険制度を見据えた予算措置になっています。

和束町の高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けることができるようなサービスに必要な予算が計上されていることから、私は平成31年度和束町介護保険特別会計予算に賛成するものです。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（吉田哲也君）

ほかにありませんか。

藤井委員。

○ 2 番（藤井清隆君）

賛成です。

私は、議案第 8 号 平成 31 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、超高齢化社会を展望した新たな医療制度体系の実現を目指すものとして平成 20 年度に創設され、11 年が経過しようとしています。制度発足当初は、名称や保険料を年金から天引きすることなどへの抵抗などから全国的に大きな混乱がありましたが、その後、それらの批判に応える形で保険料の軽減措置や口座振替選択制の導入など一定の措置が講じられ、被保険者への一定の配慮がなされてきました。

このような状況の中、年々増大する医療費に対応していかなければならない状況ではありますが、本町におきましては、ジェネリック医薬品希望カードを利用し医療費の適正化にも取り組まれるとともに、人間ドックや健診事業も積極的に実施されており、健診の受診率も毎年 40 % を超えています。こうした取り組みを継続して実施することで後期高齢者の健康管理に役立つことを期待し、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は 1 件ごとに行います。

議案第 2 号 平成 31 年度和束町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第２号 平成３１年度和束町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第３号 平成３１年度和束町湯船財産区特別会計予算は、原案のとおり原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３号 平成３１年度和束町湯船財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第４号 平成３１年度和束町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第４号 平成３１年度和束町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第５号 平成３１年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第５号 平成３１年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第６号 平成３１年度和束町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第６号 平成３１年度和束町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第７号 平成３１年度和束町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 7 号 平成 3 1 年度和束町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 号 平成 3 1 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 8 号 平成 3 1 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任いただきますようお願いいたします。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る 3 月 1 5 日午前 9 時 3 0 分より定例会が本議場で再開されますので、ご参集くださいますよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 4 時 4 6 分 閉会

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

予算特別委員会委員長 吉 田 哲 也